

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会
関係府省庁連絡会議の開催について

参考資料1

平成25年10月11日
内閣官房長官決裁
平成26年1月31日
一部改正
平成26年10月3日
一部改正

- 1 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の円滑な準備に資するよう、関係府省庁の所管する事務を調整するため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長が必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
議長代行	2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室長
副議長	内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、 文部科学事務次官
構成員	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理） 内閣広報官 内閣情報官 内閣法制次長 復興庁事務次官 内閣府事務次官 総務事務次官 法務事務次官 外務事務次官 財務事務次官 厚生労働事務次官 農林水産事務次官 経済産業事務次官 国土交通事務次官 環境事務次官 防衛事務次官 警察庁長官 金融庁長官 消費者庁長官

- 3 連絡会議は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 連絡会議の庶務は、文部科学省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

「大会開催基本計画の策定等円滑な準備に向けて
国の対応が期待される事項」の進捗状況に係る
資料集・施策一覧

平成26年10月

内閣官房
2020年オリンピック・パラリンピック
東京大会推進室

【参考資料2 目次】

「大会開催基本計画の策定等円滑な準備に向けて国の対応が期待される事項」の進捗状況に係る資料集

・ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の概要等

1. セキュリティ・安全安心 5

①テロ対策

- 1.検討体制の設置（内閣官房、警察庁等）※「7.検討体制の設置」と同様
- 2.未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化（法務省等）
- 3.競技会場等におけるセキュリティの確保（警察庁等）
- 4.警戒監視、被害拡大防止対策等（防衛省）
- 5.生物化学テロ対策（厚生労働省）

②サイバーセキュリティ対策

- 6.サイバーセキュリティ推進体制の強化（内閣官房等）
- 7.検討体制の設置（内閣官房、警察庁等）※「1.検討体制の設置」と同様

③防災・ライフライン・安全安心

- 8.首都直下地震対策の強化（内閣府等）
- 9.避難誘導対策の強化（内閣府等）

2. 復興・地域活性化 9

①東日本大震災被災地との連携

- 10.検討体制の設置（内閣官房、復興庁等）

②大会と連携した地域交流・地域活性化

- 11.ホストシティ・タウン構想の推進（内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等）

3. 輸送 10

①C I Q（税関・入管・検疫）

- 12.出入国審査の円滑化（法務省等）
- 13.体制の強化等（法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省等）

②観客・関係者の円滑な輸送

- 14.首都圏空港の機能強化（国土交通省）
- 15.空港アクセス等の改善（国土交通省）
- 16.道路輸送インフラの整備（国土交通省等）
- 17.大会開催時の輸送（警察庁、国土交通省）

4. 外国人旅行者の受入 13

①外国人旅行者の受入

- 18.「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興（内閣官房、観光庁等）
- 19.多言語対応の強化（内閣官房、観光庁等）
- 20.無料公衆無線LAN（総務省、観光庁等）
- 21.医療機関における外国人患者受入環境整備（厚生労働省）
- 22.国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進（国土交通省）

5. バリアフリー 15

①競技施設・公共施設等のバリアフリー、②障害者への理解

- 23.バリアフリー対策の強化（国土交通省等）
- 24.新国立競技場（文部科学省等）
- 25.ICT化を活用した行動支援の普及・活用（国土交通省、総務省）

6. スポーツ17

①競技力の向上・国立競技場の整備等、②障害者スポーツ等の推進

- 26.強化・研究拠点のあり方（文部科学省等）
- 27.競技力の向上（文部科学省）
- 28.自衛官アスリートの育成及び競技力向上（防衛省）
- 29.射撃競技における競技技術の向上（警察庁等）
- 30.新国立競技場の整備等（文部科学省等）
- 31.Sport for Tomorrowプログラムの実施（文部科学省、外務省）
- 32.障害者スポーツの普及促進（文部科学省）
- 33.地域スポーツの推進（文部科学省）

7. 文化・環境等21

①文化プログラムの推進・支援等

- 34.文化プログラムの推進（内閣官房、文部科学省、外務省等）

②大会と連携した和食・木材・花・畳等日本の魅力の発信等

- 35.和食・和の文化の発信強化（農林水産省等）

③クールジャパンの大会と連携した推進

- 36.効果的なPRの実施（経済産業省等）

④大会と連携した環境対策等への支援

- 37.環境配慮の推進（環境省等）
- 38.路面温度上昇抑制機能を有する舗装等の整備（国土交通省）
- 39.大会と連携した水素・燃料電池の活用（経済産業省等）
- 40.スマートコミュニティの展開（経済産業省）

⑤大会と連携したICT環境の整備

- 41.社会全体のICT化の推進（総務省等）

⑥大会開催への最新の科学技術の活用

- 42.検討体制の設置（内閣府等）

8. その他26

①記念貨幣の発行

- 43.調査検討（財務省）

②大会協賛宝くじ・記念切手の発行等

- 44.発行検討等（総務省、文部科学省）

③記念自動車ナンバープレートの発行

- 45.発行検討（国土交通省）

④知的財産の保護

- 46.保護のあり方検討（経済産業省等）

⑤受動喫煙の防止

- 47.海外調査（厚生労働省）

⑥式典等大会運営への協力

- 48.協力の検討（防衛省）

⑧建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

- 49.建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置（国土交通省等）

**別表 「大会開催基本計画の策定等円滑な準備に向けて国の対応が期待される事項」の
進捗状況に係る施策一覧**

2020年東京大会の概要

第32回オリンピック競技大会

2020年（平成32年）
7月24日（金）～8月9日（日）〈予定〉

28競技（予定）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、卓球、馬術、フェンシング、柔道、バドミントン、射撃、近代五種、カヌー、アーチェリー、テコンドー、トライアスロン、ゴルフ、ラグビー

- 第30回オリンピック競技大会（ロンドン）
・2012年（平成24年）
7月27日（金）～8月12日（日）
・204か国・地域
・26競技、302種目 参加選手数 約10,500人
- 第18回オリンピック競技大会（東京）
・1964年（昭和39年）
10月10日（土）～10月24日（土）
・93か国・地域
・20競技、163種目 参加選手数 約5,100人

第16回パラリンピック競技大会

2020年（平成32年）
8月25日（火）～9月6日（日）〈予定〉

22競技（予定）

アーチェリー、陸上競技、ボッチャ、カヌー、自転車、馬術、5人制サッカー、7人制サッカー、ゴールボール、柔道、パワーリフティング、ボート、セーリング、射撃、水泳、卓球、トライアスロン、シッティングバレーボール、車椅子バスケットボール、車いすフェンシング、ウィルチェアラグビー、車いすテニス

- 第14回パラリンピック競技大会（ロンドン）
・2012年（平成24年）
8月29日（水）～9月9日（日）
・164か国・地域
・20競技・503種目 参加選手数 約4,200人
- 第2回パラリンピック競技大会【愛称】（東京）
・1964年（昭和39年）
11月8日（日）11月12日（木）
・22か国・地域
・9競技・144種目（車椅子のみ）参加選手数 238人

開催決定後の主な動き

※下線は政府の動き

【平成25年】

- 9月 7日 I O C 総会で東京が開催都市に決定
- 9月 10日 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する関係会議(第2回)
- 9月 13日 下村文部科学大臣を東京オリンピック・パラリンピック担当大臣に発令
- 10月 4日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会推進室の設置
- 10月 11日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関係府省庁連絡会議(事務次官級)(第1回)
- 11月 17～18日 I O C オリエンテーションセミナー
- 11月～ 各府省庁との意見交換会(15省庁と実施)

○平成25年10月以降より現在まで、東京都(計3回)、JOC(計4回)、JPC(計13回)と打合せ会議を実施。

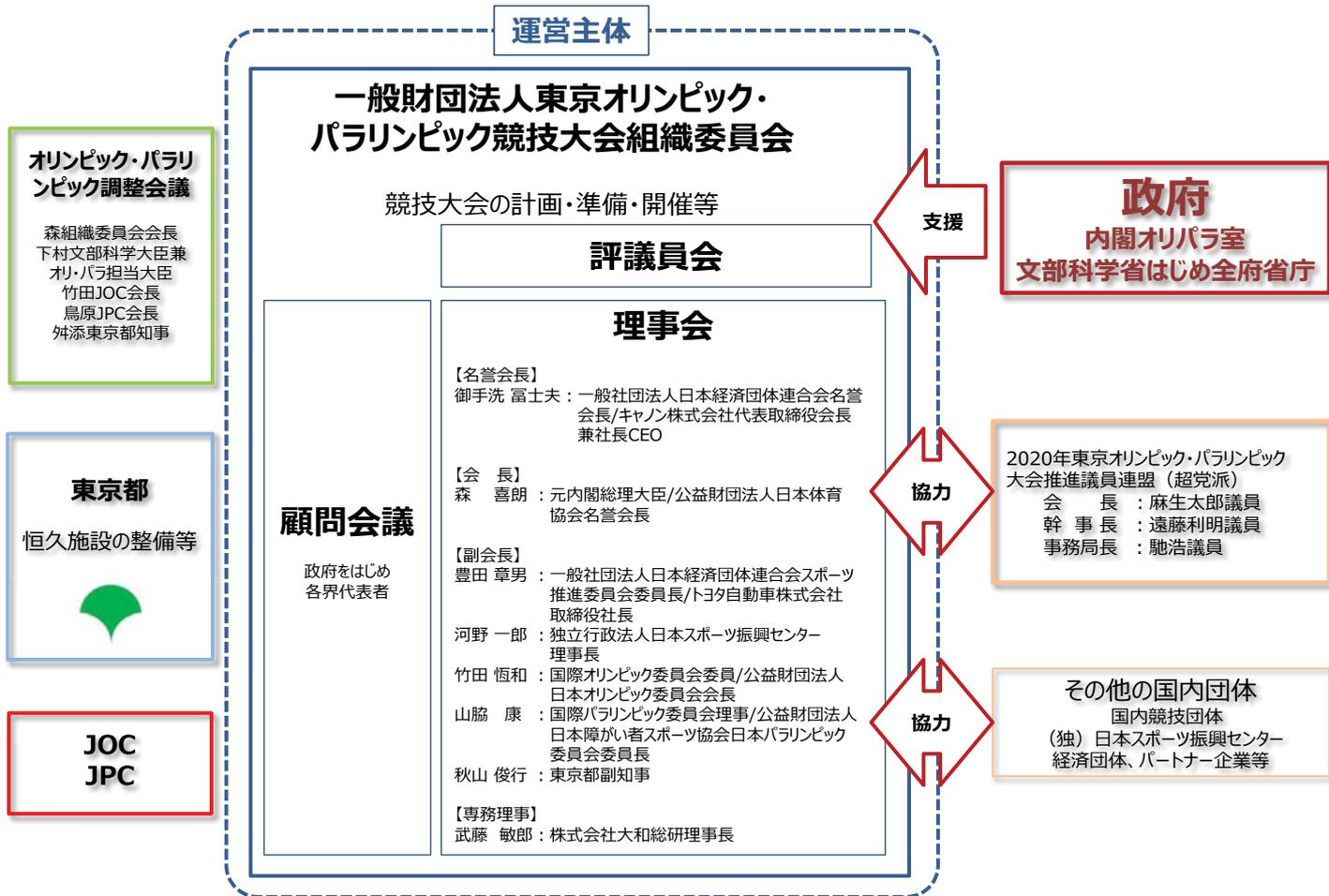
【平成26年】

- 1月 19～20日 I P C オリエンテーションセミナー
- 1月 24日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会設立（理事会・評議員会・調整会議の実施）
→現在まで理事会は計3回、評議員会は計5回、調整会議は計6回開催
- 1月 31日 関係府省庁連絡会議 東京都との連絡協議会(第1回)
(同幹事会を、3月27日(第1回)、7月30日(第2回)を開催)
- 2月 7～23日、3月 7日～16日
ソチオリンピック・パラリンピック競技大会
- 4月 2～4日 I O C プロジェクトレビュー（第1回）
- 4月 22日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する関係会議(第1回)
- 6月 2日 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議（事務局：組織委員会）
- 6月～ 各府省庁との意見交換会(14省庁と実施)
- 6月 25～27日 I O C 調整委員会
- 7月 18日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議
- 9月 30日 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する関係会議(第2回)
- 11月 I O C プロジェクトレビュー（第2回）（予定）

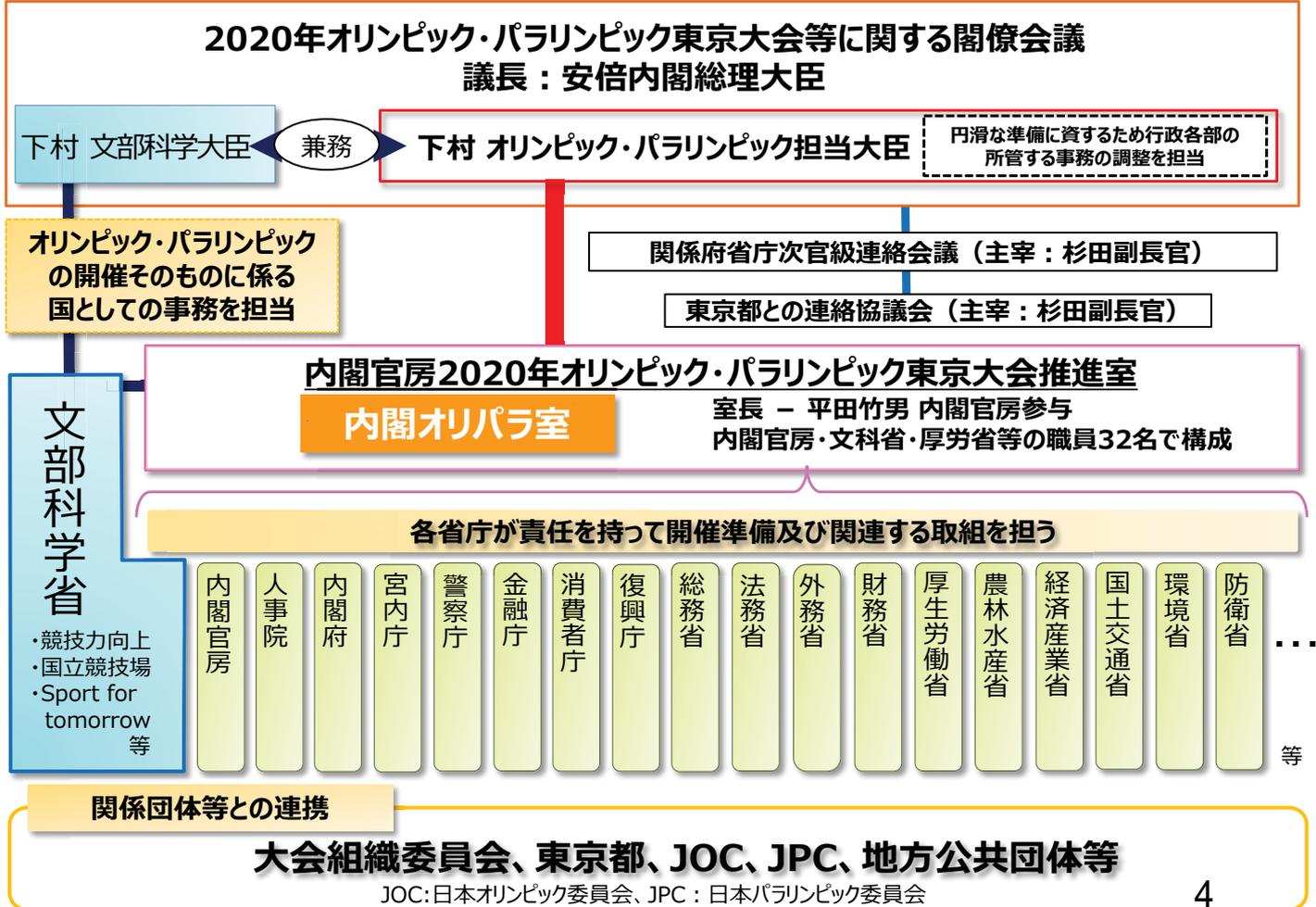
【平成27年】

- 2月 大会開催基本計画策定（予定）（組織委員会）

2020年東京大会に向けたオールジャパン国内体制



2020年東京大会に向けた政府の体制図



1. 検討体制の設置

(※「7. 検討体制の設置」と同様)

【概要】

- 閣僚会議においてセキュリティ対策の進捗管理を行うことをIOCに対して明確化するとともに、関係府省庁によるセキュリティ幹事会及びテロ対策WTを10月中に設置予定。あわせてシニア・セキュリティ・コマンダーとして警察庁次長を登録予定。また、東京都と関係府省庁による実務責任者協議を3月より実施。
- サイバーセキュリティについては、組織委員会と関係府省庁による実務責任者協議を7月より実施。

【体制（案）】

オリパラ閣僚会議（議長：安倍総理） = TOGC (Tokyo Olympic Games Council)

オリパラ関係府省庁連絡会議（議長：杉田副長官）

セキュリティ幹事会（新設）

座長 - 内閣危機管理監

座長代理 - 内閣官房オリパラ室長、内閣官房副長官補（内政）、内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）、警察庁次長（シニア・セキュリティ・コマンダー）

構成員 - 内閣官房（内政・事態・NISC・内調）、内閣府（防災担当）、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、文科省、厚労省、経産省、国交省、海上保安庁、原子力規制庁、防衛省の局長級

オブザーバー - 東京都、組織委、警視庁、東京消防庁の幹部

事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房（内政・事態・NISC）において処理

テロ対策WT（新設）

座長 - 内閣審議官（事態、内政）

座長代理 - 警察庁審議官

※ 構成員等は今後調整

事務局 - 警察庁、国交省、防衛省の協力を得て内閣官房（事態・内政）において処理

サイバーセキュリティWT（新設）

座長 - 内閣審議官（NISC副センター長）

座長代理 - 警察庁審議官

※ 構成員等は今後調整

事務局 - 警察庁、総務省、外務省、経産省、防衛省の協力を得て内閣官房（NISC）において処理

2. 未然防止のための水際対策及び情報収集・分析機能の強化

【概要】

- 入管法を改正し、外国人入国者に対する入国審査を一層効果的に行うため、航空会社に対し、乗客予約記録（PNR）の報告を求められることができる規定を新設（平成27年1月施行）。
- 不審・危険動向等の未然防止に向け、情報収集・分析機能の強化と国内外の関係機関との連携強化等を推進。

<入国管理局>

【乗客予約記録（PNR）の報告】

「入国審査官は、航空機の到着前に航空会社等に乗客予約記録の報告を求められることができる。」（入管法第57条第8項）

（報告を求められることを検討している項目）

- ・ 予約者に関する事項：身分事項、旅券番号等
- ・ 予約内容に関する事項：同行者、旅行代理店名等
- ・ 携帯品等に関する事項：手荷物の個数等

【乗客予約記録の活用例】

事前旅客情報（API）によって把握した要注意人物の乗客予約記録（PNR）の報告を求めらることで、当該要注意人物の同行者を割り出し、同行者を含め厳格な審査を実施。

【参考：その他の水際対策の取組】

- 事前旅客情報（API）を活用し航空機が到着する前に、乗客名簿と要注意人物リストを照合
- 外国人に個人識別情報（指紋・顔写真）の提供を義務付け要注意人物リストと確実に照合
- テロリスト等の入国防止に必要な出入国管理に資する情報の収集・分析機能の強化

<公安調査庁>

【検討・実施体制等】

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連特別調査本部を設置（平成25年9月）



【情報収集・分析機能強化に向けた取組】

- 1 テロ等関連情報収集の強化
 - 国際テロ関連の不審者・不穏動向に係る情報収集の強化
 - 過激派等の大会開催上脅威となる国内外の団体等洗い出しのための情報網の構築
 - 来日不審外国人関連情報収集のための情報網の構築
- 2 国内外の関係機関との連携強化
- 3 国民等への危険情報提供の強化
- 4 調査活動を支える人的・物的基盤整備

3. 競技会場等におけるセキュリティの確保

【概要】

○競技施設等の設計段階からセキュリティの視点を盛り込むため、新国立競技場の設計に関する協議に参画するとともに、競技会場等予定地の実査に着手。

新国立競技場設計協議への参画

文部科学省、日本スポーツ振興センター等と連携し、新国立競技場の設計に係る協議に参画 (H26.1～)

競技会場等予定地の実査

選手村・競技会場等の大会関係施設予定地の現場実査を実施し、セキュリティ上の問題点を抽出 (H25.12～)



**セキュリティの視点を
施設の設計段階から反映**

競技会場等におけるセキュリティの強化

- リスクに応じた防犯カメラやセキュリティフェンス等の設置・増設
- 円滑かつ確実な入場者チェックを可能とするスクリーニング場所の選定
- 緊急事態発生時における混雑・混乱の防止に資する避難動線の確保 など

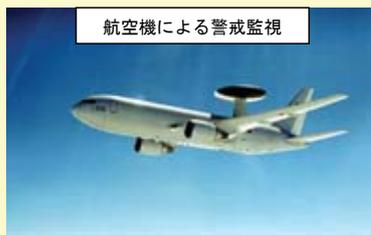
4. 警戒監視、被害拡大防止対策等

【概要】

○競技会場周辺を含む我が国上空の警戒監視、災害・テロ等が発生した場合の被災者の救援や被害の拡大防止に係る施策について検討を開始。

【具体的な取組(過去の実績を踏まえ現時点で想定されるもの)】

- 競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視
- 災害、テロ等が発生した場合の被災者の救援、被害の拡大防止等
- その他、セキュリティ確保に向けた各種の政府レベルの取組への協力



(参考)

『立候補ファイル(日本語版) 11 大会の安全、セキュリティ及び医療サービス』(抜粋)

防衛省・自衛隊は、必要に応じて、国内法の定めるところにより、国土交通省により設定された競技会场上空の「飛行制限区域」や、競技会場周辺を含むわが国上空の警戒監視を実施し、関係省庁等に必要な情報を提供するとともに、その他所要の支援を実施する。

北海道洞爺湖サミットや2010日本APEC首脳会議の対応例

- 航空機等により、会場周辺空域等において所要の警戒監視を実施
- 不測事態に対処するため、特殊武器防護部隊等の待機態勢を強化
- 駐屯地等における警備の強化

・北海道洞爺湖サミット (20年7月7日～同月9日)
・2010日本APEC首脳会議 (22年11月13日及び14日)

5. 生物化学テロ対策

【概要】

- 厚生労働省の厚生科学審議会健康危機管理部会（第7回：平成26年7月）において、「化学テロリズム対策についての提言」を取りまとめた。
- 同提言では、東京オリンピック・パラリンピック等の大規模国際イベントが多数国内で開催される中で、化学テロ対策の強化の必要性が指摘された。
- 今後は、適切な医薬品の種類を定める等、備蓄に向けた準備を行う。
- 天然痘テロに備え、平成13年度以降継続的にワクチンを備蓄し、引き続き、備蓄を行う。

厚生科学審議会

健康危機管理部会

※ 特定事項の審議のため、2分科会と14部会を設置

化学テロリズム対策についての緊急提言

東京オリンピック・パラリンピック等の大規模国際イベントの国内開催が予定される中で、化学テロ対応強化が必要

提言①

厚生労働省は、国及び都道府県が備蓄することが適切な解毒剤等の医薬品の種類を定めるとともに、希少ゆえ、都道府県や医療機関レベルで購入することが非効率な医薬品を中心に、備蓄に向けた準備を行うこと。

なお、リスク分散の観点から、備蓄は国内の複数箇所で行える体制が望ましい。

提言②

発災から一定時間以内に初期投与できる体制を整えるべく、各都道府県の医療提供体制の実情に応じた備蓄及び配送に関する計画の策定を促すこと。

提言③

解毒剤等の医薬品の確保と併せて、医療機関における受入体制の充実ならびに早期治療を開始するための病院前医療体制の向上に努めること。

6. サイバーセキュリティ推進体制の強化

【概要】

- 情報セキュリティ政策会議において、2020年を見据えたサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針を検討中。

1. 機能強化の必要性

- あらゆる活動のサイバー空間への依存の高まりにより、リスクが深刻化（甚大化・拡散・グローバル化）
- 「世界最高水準のIT社会」をIT活用においても実現することが成長戦略の柱の1つ

- 国際的な連携の強化が必要な諸外国においても、積極的な体制強化が実施
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた対策の強化が必要

我が国の「サイバーセキュリティ」強化のための推進体制の機能強化が不可欠

2. 機能強化に向けた方針

IT社会の形成を目的とし、民間の主導的役割等を基本理念とするIT基本法の基本的枠組みは今後も堅持することが適当

国家の安全保障・危機管理上、国の主導的役割を定め、マルチステークホルダーの相互連携によるサイバー空間の防護が必要

IT社会の形成及びサイバー空間の防護のための関係者の役割を明確化し、それが果たされるための国の基本的施策が必要

「サイバーセキュリティ」に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備することが必要

3. 機能強化に向けた取組

現状：法的な根拠・権限が不明確

今後：法制化を含む検討を通じ、事務・権限を明確化



NSC…National Security Council（国家安全保障会議）
NISIC…National Information Security Center（内閣官房情報セキュリティセンター）



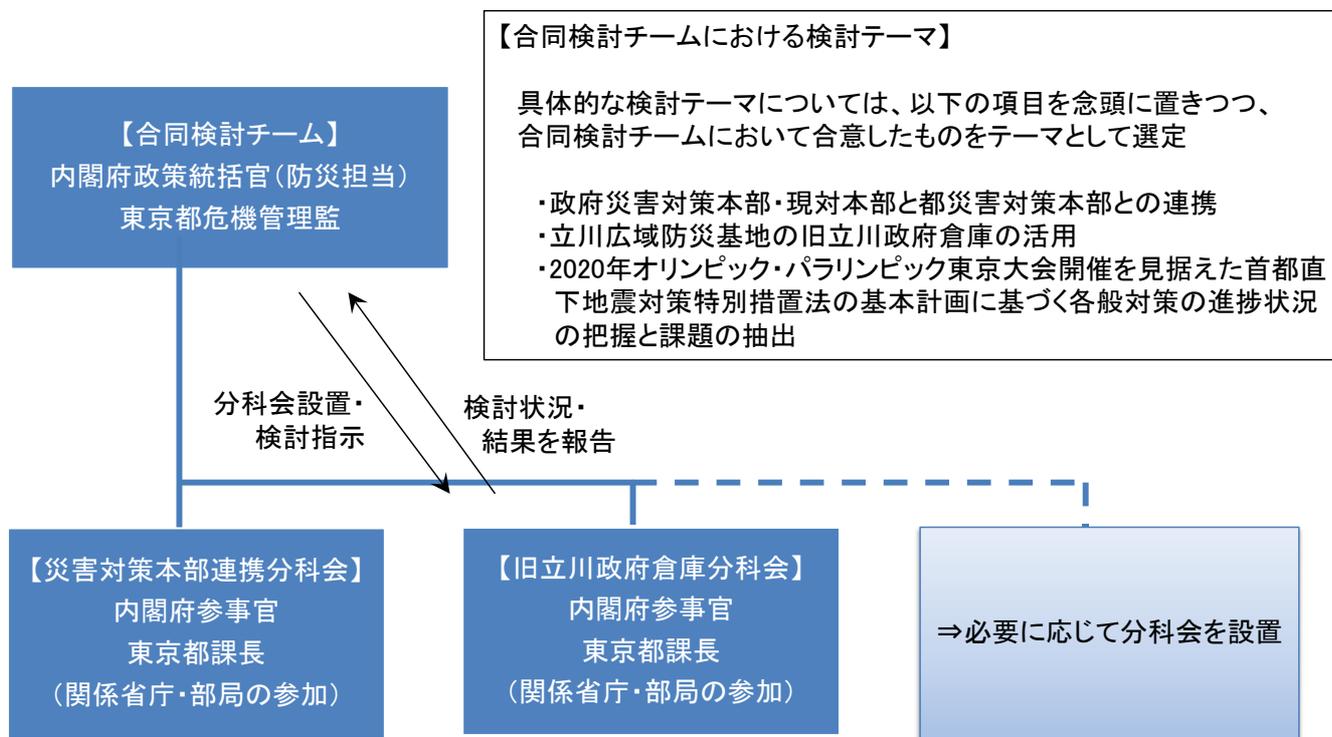
※ 第186回通常国会に議員立法により提出された「サイバーセキュリティ基本法案」を参照。

2015年度を目途に「サイバーセキュリティ戦略本部（仮称）」及び「内閣サイバーセキュリティ官（仮称）」へ強化

8. 首都直下地震対策の強化

【概要】

○オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、防災担当大臣と東京都知事の合意により、首都直下地震対策を推進するため、合同検討チームを設置し、6月より検討を開始。



9. 避難誘導対策の強化

【概要】

○オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、避難場所等の周知に際して、区別を明確にする必要があり、避難場所等のピクトグラムを整備するため、東京都と関係省庁による連絡会議を7月に設置し、検討を開始。

【避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議】

共同議長－内閣府政策統括官(防災担当)付大臣官房審議官

消防庁国民保護・防災部長

構成員－内閣官房(オリパラ室、強靱化室)、内閣府(防災担当)、消防庁、
経済産業省、国土交通省(水管理・国土保全局)、国土地理院、
観光庁、東京都の課長級

オブザーバー－警察庁、国土交通省(都市局、水管理・国土保全局、道路局)の課長級

事務局－内閣府(防災担当)、消防庁

【連絡会議における検討内容】

- ・災害対策基本法改正により、指定避難所と指定緊急避難場所の周知に際して、区別を明確にする必要があり、避難場所等のピクトグラム(※)について検討し、整備につなげる。
- ・整備にあたっての課題を抽出

2. 復興・地域活性化 ①東日本大震災被災地との連携

10. 検討体制の設置

【概要】

○組織委員会、被災3県等との「被災地復興支援連絡協議会」で大会が復興の後押しとなるよう被災3県と連携した取組について検討を7月より開始。また、組織委員会会長が6月に被災3県を訪問し、県知事と直接意見交換。あわせて、ホストシティ・タウン構想、事前キャンプ誘致についても被災地との連携に向けた検討を実施。

これまでの動き

- 平成23年12月「2020年オリンピック・パラリンピック招致に係る復興専門委員会」を設置(事務局:東京都、委員長:東京都スポーツ振興局長)
 - ▶日本での大会開催が東日本大震災被災地の復興に資すると想定される事項について検討するため、被災各県、スポーツ団体、東京都、招致委員会が一堂に会して意見を交換する場(平成24年12月6日、復興専門委員会報告 1 復興専門委員会についてより抜粋)
- 平成24年12月最終報告:「**スポーツの力で未来をつかむーオリンピック・パラリンピック開催を被災地復興の力にー**」
 - ▶被災地復興の後押しや世界へのアピールの観点から、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い**実施すべき事業案を提言。「大会準備期間」「大会開催直前」「大会開催期間」「大会終了後」のそれぞれの段階に分け、計32事業(再掲含む)**を記載(東京都最終報告書ホームページより抜粋)。

検討体制の設置ー被災3県と連携した取組ー

- 「被災地復興支援連絡協議会及び幹事会」(第1回)を開催(平成26年7月29日、事務局:組織委員会)(岩手県、宮城県、福島県、東京都、組織委員会、復興庁、文部科学省、内閣オリパラ室等が参加)



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が東日本大震災からの復興の後押しや世界に向けたアピールの原動力の一つとなるよう、岩手県、宮城県及び福島県と連携して取組を進めていく。

2. 復興・地域活性化 ②大会と連携した地域交流・地域活性化

11. ホストシティ・タウン構想の推進

【概要】

○「ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」で全国の自治体と大会参加国・地域の相互交流の推進について検討を7月に開始。自治体向けアンケートを発出し、年内に調査結果をとりまとめ予定。

「経済財政運営と改革の基本方針2014」(抜粋)

第2章経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

『2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等は、**日本全体の祭典であるとともに、世界に日本を発信する最高のチャンス**として、**我が国が活力を取り戻す弾みとなるもの**であり、その開催に向け、政府一丸となって取り組む』

3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

(2) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組

『東京大会等は、**参加国との人的・経済的・文化的な相互交流**を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、**地域の活性化、観光振興**、環境技術と科学技術イノベーションの発信等[※]に資することを重視して取り組む。』

※全国各地の自治体が参加する「ホストシティ・タウン構想」や、東京都との協定に基づく防災対策を**着実に推進**する。

ホストシティ・タウン構想の推進

- 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会におけるホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」を開催(第1回:平成26年7月18日)
- 東京大会開催に向け、**全国の自治体と参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流**を図るとともに、**スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興**等に資する観点から推進。
- 自治体の活動状況把握・アンケート調査や、自治体への参加よびかけなどを実施し、**自治体向けアンケート**等による調査結果を年内に取りまとめる予定。



関係府省庁連絡会議(7月18日)

3. 輸送 ①CIQ (税関・入管・検疫)

12. 出入国審査の円滑化

【概要】

- 6月に成立した改正入管法に基づく「信頼できる渡航者」に係る自動化ゲートの利用などの出入国審査の円滑化措置の推進。
- 自動化ゲートの増配備、船舶観光上陸許可制度の創設等による出入国審査の円滑化措置の推進

「信頼できる渡航者」に係る自動化ゲートの利用

※ 公布の日(平成26年6月18日)から起算して2年6月を超えない範囲で政令で定める日から施行

◎「観光立国実現のためのアクション・プログラム2014」(平成26年6月, 観光立国閣僚会議決定)

改正入管法により、**出入国管理上のリスクが低く、頻繁に我が国に入国する外国人**を「**信頼できる渡航者**」(トラステッド・トラベラー)として特定し、自動化ゲートの対象とする新たな枠組みを構築する。

(現行の自動化ゲート対象者)

- ・日本人
- ・在留外国人
再入国許可を有する者
みなし再入国許可の対象者

+

(新たな自動化ゲート対象者)

- ・頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」
在留資格「短期滞在」に該当する外国人で、
我が国への渡航歴や入管法違反歴等の法務省令で定める要件に該当する者

※自動化ゲートの対象者は、事前に所定の登録手続(指紋情報等の提供が必要)を受けた上で、自動化ゲートを利用。

その他の「出入国審査の円滑化」に係る取組

◎平成26年度において、自動化ゲートを更新・増配備(40台→70台)。

◎顔認証技術を活用した自動化ゲートに係る実証実験の実施(平成26年8月～9月)。

◎改正入管法により、法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度(**船舶観光上陸許可制度**)等を創設(平成27年1月施行)。

3. 輸送 ①CIQ (税関・入管・検疫)

13. 体制の強化等

【概要】

- 平成26年度において、入国審査官、税関職員、検疫所職員、動植物検疫官を増員し、訪日外国人旅行者等の増加も見据え、出入国審査・税関・検疫体制の充実・強化を実施。あわせて、取締・検査機器の適正配備・有効活用等による物的体制の充実・強化を実施。

現状と課題

訪日外国人旅行者の増加

- 平成25年:訪日外国人旅行者数1,000万人突破
➢前年に比べ約200万人(約23.9%)増加
- 平成26年6月:「日本再興戦略」改訂2014
➢**オリンピック・パラリンピック東京大会の開催される平成32年までに訪日外国人旅行者数を2,000万人に**

- 成田・羽田空港の発着枠の拡大、LCCの就航への対応
- 迅速かつ適正な出入国審査・通関・検疫の確保
- 鳥インフルエンザ、エボラ出血熱等世界各地での感染症や動植物の病気・害虫等の侵入リスクの増加
- 非常駐の地方空港等には、近隣官署からの応援により対応



税関



入管

課題への対応



検疫



取組状況と今後の対応

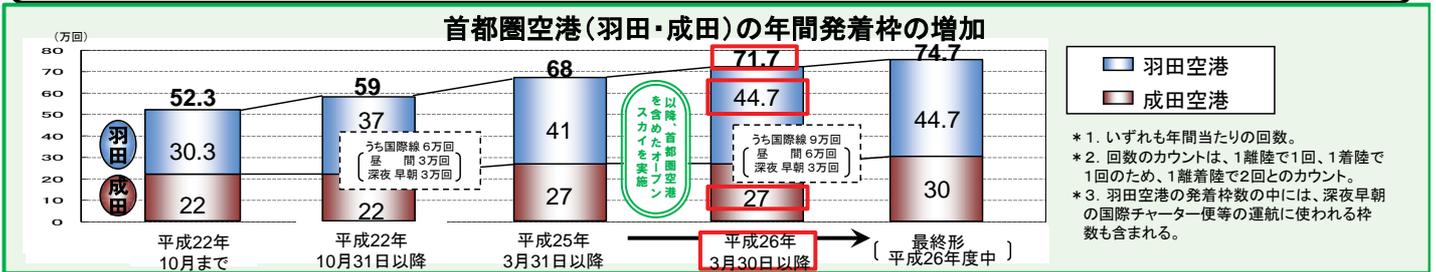
- 平成26年度に、**出入国審査・税関・検疫に係る人的体制の充実・強化**を実施。
 - 入国審査官を126名増員
 - 税関職員を137名増員
 - 検疫所職員を20名増員
 - 動植物検疫官を41名増員
- 取締・検査機器の適正配備・有効活用等による物的体制の充実・強化**を実施。
- 馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、平成26年3月より東京都等の関係者との検討を開始。

3. 輸送 ②観客・関係者の円滑な輸送

14. 首都圏空港の機能強化

【概要】

- 交通政策審議会の下に学者・専門家で構成する首都圏空港機能強化技術検討小委員会において、羽田空港の滑走路運用・飛行経路の見直しなど、2020年までに実現しうる空港処理能力の拡大を含めた首都圏空港の機能強化に関する技術的な選択肢について7月に中間取りまとめ。
- これをもとに、機能強化の具体化について関係自治体や航空会社等の関係者と協議を行うため、8月に協議会を設置し、開催したところ。



- *1. いずれも年間当たりの回数。
- *2. 回数のカウントは、1離陸で1回、1着陸で1回のため、1離着陸で2回とのカウント。
- *3. 羽田空港の発着枠数の中には、深夜早朝の国際チャーター便等の運航に使われる枠数も含まれる。

首都圏空港の更なる機能強化に関する検討の進め方

- 平成25年9月26日
- 交通政策審議会航空分科会基本政策部会
- 首都圏空港をめぐる航空政策上の課題の整理 平成25年11月1日～
 - 首都圏空港機能強化技術検討小委員会
 - 首都圏空港の機能強化策にかかる技術的な選択肢の洗い出し ※H26.7.8に中間取りまとめを公表
- 平成26年8月26日～
- 首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会
- 関係自治体や航空会社等関係者にも参画を求め、機能強化の具体化に向け協議
- 具体策決定後
- 国と地元自治体による協議の場
- 具体的方策の理解・協力に向けた協議

首都圏空港の更なる機能強化に関する技術的な選択肢

—首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間取りまとめ(概要)—

	■2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに実現し得る主な方策	■2020年東京オリンピック・パラリンピック以降の方策
羽田空港	<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路処理能力の再検証 【年間+約1.3万回(約35回/日)】 (一定の時間帯に限定(南風の場合は、15~19時)) ・滑走路運用・飛行経路の見直し 【年間+約2.3~2.6万回(約63~72回/日)】 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路の増設
成田空港	<ul style="list-style-type: none"> ・管制機能の高度化 【年間+約2万回(約55回/日)】 ・高速離脱誘導路の整備 【年間+約2万回(約55回/日)】 ・夜間飛行制限の緩和 【年間+α回】 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存滑走路の延長 ・滑走路の増設
<p>合計 約82.6万回 (74.7万回に加えて、年間+約7.9万回)</p>		

3. 輸送 ②観客・関係者の円滑な輸送

15. 空港アクセス等の改善

【概要】

- 交通政策審議会鉄道部会に対して東京圏における今後の都市鉄道のあり方について4月に諮問。
- 6月より空港アクセス等の改善について検討中。

東京圏の都市鉄道のあり方についての議論の必要性

- 近年、各国との都市間競争の激化する中での国家戦略特区等を活用した都市の国際競争力強化の必要性の高まり、少子高齢化の進展や人口減少時代の到来、首都直下地震をはじめとした災害リスクの高まり、訪日外国人観光客の増加、2020年オリンピック・パラリンピック開催の決定等、東京圏の都市鉄道を取り巻く環境が変化
- このような状況の中、より質の高い東京圏の都市鉄道ネットワークを構築していく観点から、**空港アクセスの改善、列車遅延への対応、バリアフリー対策の強化、まちづくりとの連携、防災対策の強化、外国人の利用のしやすさの向上など国際化への取組、ICTの活用拡大等**を進めることが急務
- また、東京圏の都市鉄道については、平成12年運輸政策審議会答申第18号による2015年を目標とする基本計画に基づいてその推進が図られ、一定の進捗が見られているところであるが、今後の姿について、明確にすることが迫られている



本年度から交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会において2年かけて議論

3. 輸送 ②観客・関係者の円滑な輸送

16. 道路輸送インフラの整備

【概要】

○首都高速中央環状品川線・晴海線、国道357号(立体化等)・14号(拡幅)について整備を推進し渋滞緩和等を図るとともに、選手村のアクセス道路としても活用予定の環状2号線等について東京都による整備を支援。



国道357号 東京港トンネル



首都高速中央環状品川線本線シールド 施設施工状況



環状2号線の整備

3. 輸送 ②観客・関係者の円滑な輸送

17. 大会開催時の輸送

【概要】

○東京都等との「輸送調整会議」で大会における大会関係者や観客等の輸送についての検討を昨年12月より実施。

検討・実施体制

輸送調整会議

大会関係者輸送検討会

観客・会場スタッフ輸送検討会

【メンバー】

警察庁、国土交通省、警視庁、関係
 県警察、道路管理者、鉄道・バス事
 業者、東京都 等

オリンピック・レーンの概要

指定された大会関係車両が専用使用する車線

選手村と競技会場、主要施設及び空港を結ぶ路線に設定

オリンピック・レーンの具体化に向けた詳細検討実施中



2008年 北京におけるオリンピック・レーン

18. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興

【概要】

○「観光立国推進閣僚会議」で「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」を6月に決定。同プログラムにおいて、『「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興』を柱立てし、オリパラ開催国としての注目度を活かした訪日プロモーション、外国人受入環境整備等を推進。

平成26年6月17日「観光立国推進閣僚会議」において、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」を決定。①国際的注目度を活かした訪日プロモーション、②「東京オリパラ」開催効果の全国への波及、③外国人旅行者の受入環境整備、の3つの観点から取組を推進。

①国際的注目度を活かした訪日プロモーション

・「オリパラ」開催国としての国際的注目度を活かして、ビジット・ジャパンとクールジャパンの連携等による効果的な訪日プロモーションの実施や、スポーツイベントを含むMICEの誘致・開催を促進。

③外国人旅行者の受入環境整備

・無料公衆無線LAN環境整備。
・多言語対応の徹底。
・観光案内拠点、観光ガイドの充実。

右図：認定案内所シンボルマーク



②「東京オリパラ」開催効果の全国への波及

・文化プログラムや聖火リレーの機会を活用して、日本文化等を多彩な観光の魅力として発信。
・ストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートの開発・提供、海外への発信。
・世界に通用する地域資源の磨き上げ。

<各省事業による地域づくりと連携した観光地域づくりの例>

美しい自然を活かして
(北海道知床)



日本最北の世界自然遺産で観光と保護の両立

海洋観光の展開
(島根県海士町)



離島のハンデを克服した観光システムづくり

日本食文化の発信
(三重県鳥羽市)



地産から地消までを観光客とともに創りあげる地域

文化資源・科学技術との連携
(群馬県富岡市等)



産業遺産を核とした広域連携での観光振興

19. 多言語対応の強化

【概要】

○東京都、民間事業者等との「多言語対応協議会」で大会に向けた多言語対応の強化・推進について3月より検討を開始。年内を目途に「多言語対応取組方針（仮称）」を策定し、行政・民間による取組を推進。

○平成26年3月19日に「2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた多言語対応協議会」（第1回）が開催。

○本協議会には、「交通分科会」、「道路分科会」、「観光・サービス分科会」が置かれ、それぞれのテーマごとに調査・研究を行う。

【本協議会の構成員】

・東京都副知事及び内閣オリパラ室長を共同座長とする。
・国の関係行政機関（警察庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、警視庁）
・関係地方公共団体（東京都の区市町村、東京都近隣の県及びその市町村等）
・民間団体（空港、鉄道会社、バス・タクシー関連協会、観光関連協会等）
→関係団体が相互に連携・協働して多言語対応の強化・推進に取り組むことを目的としている。



東京都HPより
3月19日の協議会の様子

年内を目途に「多言語対応取組方針（仮称）」を策定し、行政・民間による取組を推進。

4. 外国人旅行者の受入 ①外国人旅行者の受入

20. 無料公衆無線LAN

【概要】

○訪日外国人旅行者が快適に利用できる無料公衆無線LAN環境整備を促進するため、総務省、観光庁、自治体、関係事業者等による「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を8月に設置。

協議会の活動内容

①整備促進

- ・無料公衆無線LANの整備促進の現状把握、整備促進に係る方向性の検討
- ・企業、自治体等に対する講習会の開催や先進的な取組事例等の共有

②周知・広報

- ・無料公衆無線LANの利用場所等の情報収集・海外への情報発信
- ・シンボルマーク(「Japan. Free Wi-Fi」マーク(仮))の導入



<第1回幹事会の様子>

③認証の簡素化・一元化

- ・事業者の枠を超えて、認証の連携による簡素化等を実現する方策の検討

協議会のメンバーとなる業界団体・企業等

- 空港：(一社)全国空港ビル協会、成田国際空港(株)、新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)
- 港湾：みなとオアシス全国協議会、全国クルーズ活性化会議
- 鉄道：東日本旅客鉄道(株)、(一社)日本民営鉄道協会、(一社)日本地下鉄協会
- 自動車：(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)全国レンタカー協会
- 道路：東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、全国道の駅連絡会
- 宿泊施設：(一社)日本旅館協会、(一社)日本ホテル協会、(一社)全日本シティホテル連盟、全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
- 商業施設等：(一社)不動産協会、(一社)日本ショッピングセンター協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会
- 自治体：東京都、福岡市
- 通信事業者：無線LANビジネス推進連絡会、(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟

協議会の運営について

8月29日に、協議会のメンバーとなる業界団体・企業等を集めた、第1回幹事会を開催。

第1回幹事会で、会則を確定するとともに、プロジェクトチームを設置。今後、プロジェクトチームによる活動を推進。

4. 外国人旅行者の受入 ①外国人旅行者の受入

21. 医療機関における外国人患者受入環境整備

【概要】

○外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、平成26年度予算により、医療通訳等が配置された拠点病院の整備を開始。外国人患者受入れ医療機関の認証制度の活用と併せ、外国人患者受入体制を充実。

【背景・課題】

- 我が国の在留外国人が総人口に占める割合は約1.6%(約207万人)、ここ10年間で約20%増加。訪日外国人も年間1,000万人とここ20年間で2倍以上に増加。
- 3ヶ月以上日本に在留する外国人は国民健康保険に加入義務あり(保険加入者の約2%は外国籍)。しかし、在日欧米人の中には、保険加入者でありながら、治療が必要な時に、日本でなく東南アジアの病院で治療するケースあり。
- 外国企業からは日本に投資する場合の問題点として「英語の通じる病院・医師の不足」の指摘あり。対日投資促進の観点からも、対策は急務。
- ⇒ 東京オリンピックまでの7年間で、外国人患者受入環境の集中整備期間とし、外国人患者が安心・安全に日本の医療サービスを受けられるよう、医療通訳・外国人向けコーディネーターを育成し、拠点病院に配置完了。

対策

(平成25年度補正予算)

●準備の開始

- ・通訳等の育成カリキュラム作成
- ・医療機関における外国人患者向け説明資料の標準化・翻訳等

●医療通訳等の拠点整備

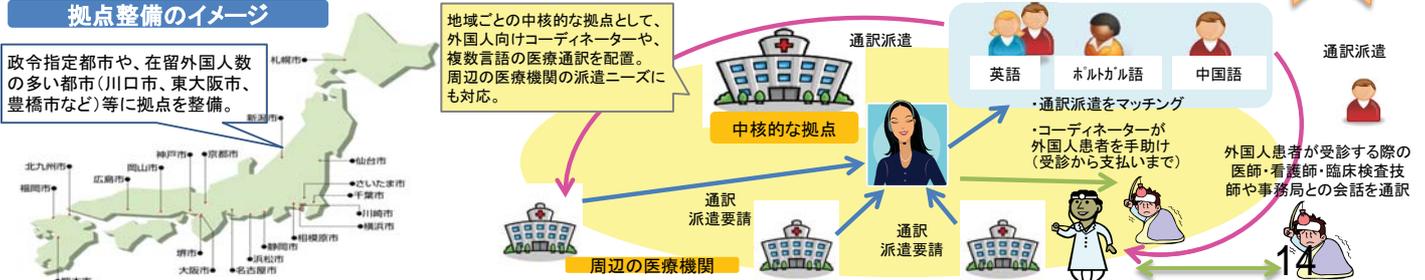
- ・医療通訳・外国人向けコーディネーター等が配置された「拠点病院」整備
- ・医療通訳・外国人向けコーディネーター等の配置が医療に効果を及ぼすデータを取得

●外国人患者受入に資する医療機関の認証制度(JMIP)の強化

オリンピック
開催へ
(2020年)

拠点整備のイメージ

政令指定都市や、在留外国人数の多い都市(川口市、東大阪市、豊橋市など)等に拠点を整備。



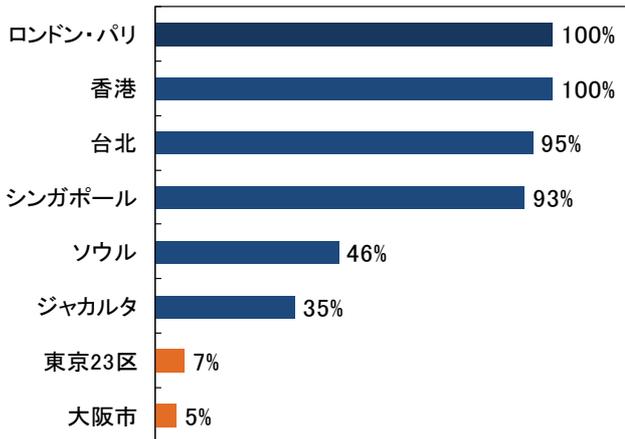
4. 外国人旅行者の受入 ①外国人旅行者の受入

22. 国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進

【概要】

○世界に冠たる国際都市である東京23区の無電柱化が7%に過ぎないという現状を踏まえ、(2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、)美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から本格的に無電柱化を推進する。

■ 欧米やアジアの主要都市と日本の無電柱化の現状



※1 ロンドン、パリ、香港、シンガポール、ソウルはケーブル延長ベース
 ※2 台北、ジャカルタ、日本は道路延長ベース

■ 無電柱化による美しい街並みへの寄与の事例



浅草通り
 (都道453号線)
 ※ストリートビューを基に作成



川越市中心部
 (中央通り線(一番街))

5. バリアフリー ①競技施設・公共施設等のバリアフリー、②障害者への理解

23. バリアフリー対策の強化

【概要】

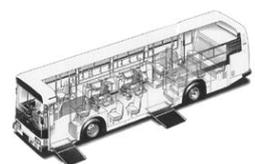
- 1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設や特定道路等について、2020年度までに原則100%のバリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標の着実な達成に向けて取組を推進中。特に、空港アクセスバスのバリアフリー化に向けては、関係者が連携した取組を推進中。
- さらに、8月の交通政策基本計画中間とりまとめにおいて、大会を契機に、鉄道駅・空港における複数ルートのバリアフリー化など、さらなるバリアフリー化の推進の検討について盛り込んだ。
- ロンドン大会におけるバリアフリー対応状況について6月に海外調査を実施。

基本方針における主な整備目標と現状

		2012年度末 (現状)	2020年度末 (目標)
(鉄道)	○鉄軌道駅	82%	原則100%※1
	○鉄軌道車両	56%	約70%
(バス)	○バスターミナル	83%	原則100%※1
	○ノンステップバス	41%	約70%
	○リフト付きバス等	4%	約25%
(船舶)	○旅客船ターミナル	88%	原則100%※1
	○旅客船	25%	約50%※2
(航空)	○航空旅客ターミナル	85%	原則100%※1
(タクシー)	○福祉タクシー車両	13,856台	約28,000台
(道路)	○特定道路	81%	原則100%
(都市公園)	○移動等円滑化園路	48%	約60%
	○駐車場	44%	約60%
	○便所	33%	約45%
(路外駐車場)	○特定路外駐車場	47%	約70%
(建築物)	○特別特定建築物	51%	約60%



エレベーター
 (鉄軌道駅)



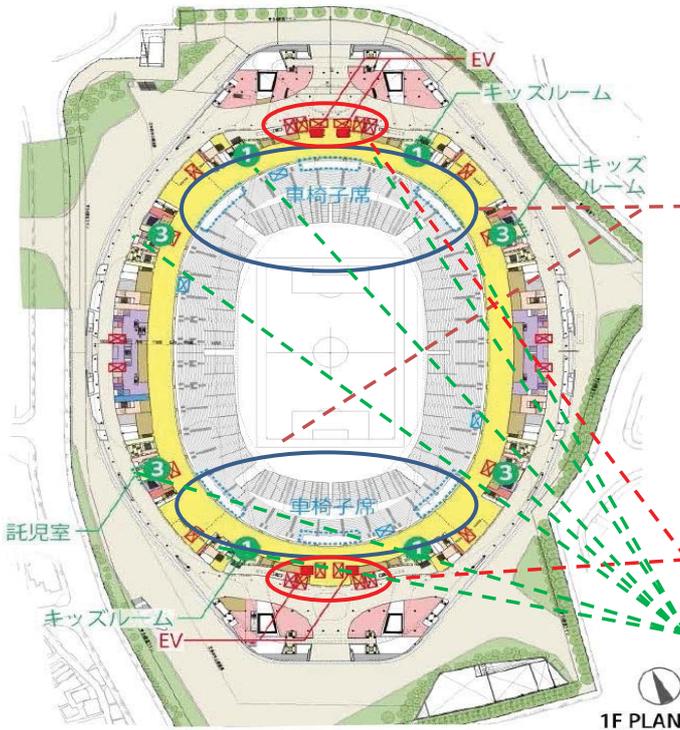
ノンステップバス

※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。
 ※2 5000人以上のターミナルに就航する船舶は原則100%。

24. 新国立競技場

【概要】

○新国立競技場について、バリアフリーの観点を盛り込んだ基本設計を5月に実施済。8月に実施設計に着手。



【1階平面図】

- ✓ 敷地への入り口(東京体育館連絡デッキ・国立競技場駅側入り口・絵画館側入り口・神宮第2球場側入り口)から各案内所への**主要な移動経路は可能な限り段差のない動線**を計画
- ✓ 上記入り口から案内所までのルートには**点字ブロック等の視覚障がい者用ルート**を設置
- ✓ 一般席エリアにおいて、**1層目メイン・バック・サイドスタンドに介助席付の車椅子席(120組)**を設置 ※必要時に増設可能
- ✓ 車椅子で利用できる**多目的トイレ**を設置
- ✓ 車椅子利用者の**視認性に配慮した高さ**、高齢者にとっても見やすい**サイズや色づかいに配慮したサイン**計画
- ✓ 聴覚障がい者及び高齢者の観戦を想定し、場内放送の補聴支援を目的とした**集団補聴設備対応席**を設置
- ✓ 視覚障がい者の円滑な誘導を目的として、**音声誘導装置や点字サイン**を、主要な出入口やトイレに設置
- ✓ 各階コンコースへの**観客動線にはエスカレーター及びエレベーター**を設置
- ✓ 1階に**託児室**、各層スタンドに**キッズルーム**を設置
- ✓ **トイレにはベビーチェア・ベビーシートを設置したブース**を設けるとともに、**授乳室**を各層スタンドに配置 など

(出典) 日本スポーツ振興センター

25. ICT化を活用した行動支援の普及・活用

【概要】

○有識者委員会を6月に設立し、歩行者移動支援の普及促進に向けて検討すべき論点(案)及びロードマップ(案)を提示。また、関連するプロジェクトについても検討を開始。さらに、本年中に社会全体のICT化の推進のあり方について検討する産学官共同の場を立上げ予定。

- 障害者や高齢者をはじめ、誰もが積極的に活動できるユニバーサルな社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及・活用を推進。
- 超高齢化社会に向け、高齢者・要介護者が増加する中、介護者の不足の問題が顕在化しており、その解決が喫緊の課題。このため、ネットワークロボット技術の高度化等の研究開発に取り組むことにより、介護が必要な場合であっても、自立的、かつ安全・安心に生活空間内の行動を可能とするICT(情報通信技術)を活用した行動支援システムの実現を目指す。

歩行者移動支援サービス



ICTを活用した行動支援システム



26. 強化・研究拠点のあり方

【概要】

○オリンピック競技とパラリンピック競技の、ナショナルトレーニングセンター及び国立スポーツ科学センターの共同利用化等を内容とする有識者会議の中間報告を8月にとりまとめ。

【トップアスリートにおける強化・研究活動拠点の在り方について（中間報告）（概要）】

●ナショナルトレーニングセンター（NTC）・国立スポーツ科学センター（JISS）の機能強化

■オリンピック競技とパラリンピック競技のNTC及びJISSの共同利用化

- オリンピック競技とパラリンピック競技におけるトレーニング方法、指導方法等については様々な相乗効果が期待されるとともに、効果的・効率的な施設活用の観点からも、同じトップアスリートとしてオリンピック競技とパラリンピック競技がNTC及びJISSの共同利用化を図ることにより、NTC及びJISSの機能強化を図る。

■NTCの拡充整備

- 既存のNTC及びJISSとの密接な連携の重要性に鑑み、隣接する「東京都立産業技術研究センター（別館）跡地」に、NTCを拡充整備することを期待（国民の理解を得るため、厳しい財政事情も踏まえ、財源確保のあり方を検討。）。

●パラリンピック競技の強化・研究活動拠点の在り方の方向性

■NTC及びJISSのオリンピック競技との共同利用化 → 可能な範囲で順次推進

■NTC競技別強化拠点におけるオリンピック競技との共同利用化 → 競技団体の意向や実態に応じて推進

■NTC競技別強化拠点の複数拠点化 → 必要性和妥当性が確認される競技については推進

■上記での対応等が困難な競技の強化拠点の施設の整備 → NTCの拡充整備での供用体育館を中心に対応 ほか

27. 競技力の向上

【概要】

○トップレベル競技者の育成・支援に向けて、競技団体向けの選手強化費を一元化するなど、2020年東京大会に向けた選手強化を充実するべく検討。

東京開催が決定した2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の成功のためには、東京大会及びそれに向けた今後6年間の夏季・冬季を通じた我が国の代表選手の活躍が不可欠であることから、スポーツ基本計画に定める目標等を達成するために、従来のJOC補助事業やスポーツ振興基金助成事業等の競技団体向けの選手強化費を一元化し、2020年東京大会に向けた選手強化の充実を図る。

ポイント

▶ 一元化による、より効果的・効率的な制度への転換を図る

→強化費の効果的・効率的配分及び各競技団体の事務負担軽減を実現

▶ 国が設置するタスクフォースにより、戦略的な配分を実施する

→メダル獲得可能性や各競技団体の強化計画を踏まえたメリハリのある強化費配分が可能

◀スポーツ基本計画の主な目標▶

- ▶ オリンピック競技大会の金メダルランキング
夏季大会： 5位以上 冬季大会： 10位以上
- ▶ パラリンピック競技大会の金メダルランキング
夏季大会： 17位以上 冬季大会： 7位以上

◀2020年東京大会に向けたJOCの主な目標▶

- ▶ 金メダルランキング3位以内
- ▶ 全28競技における入賞

【参考】夏季大会成績

オリンピック

パラリンピック

開催年	開催都市	メダル獲得数		金メダル ランキング	メダル獲得数		金メダル ランキング
		金	計		金	計	
2012	ロンドン	7	38	11	5	16	24
2008	北京	9	25	8	5	27	17
1964	東京	16	29	3	1	10	-

【参考】冬季大会成績

オリンピック

パラリンピック

開催年	開催都市	メダル獲得数		金メダル ランキング	メダル獲得数		金メダル ランキング
		金	計		金	計	
2014	ソチ	1	8	17	3	6	7
2010	バンクーバー	0	5	20	3	11	8
1998	長野	5	10	7	12	41	7

28. 自衛官アスリートの育成及び競技力向上

【概要】

- 有望選手の獲得施策の検討を開始したほか、本年度から女子ラグビーやカヌー要員の集合訓練を開始。また、昨年度以降、育成の基盤となる体育学校においてトレーニング器材の取得や各種施設の整備を推進。

【具体的な取組】

アスリートの獲得及び育成

- 世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得等有望選手の獲得施策の検討を開始
- これまで選手を育成してきた9種目に加え、女子ラグビー及びカヌーの選手育成・強化に着手

「9種目(下図上段左から)」
レスリング、ボクシング、柔道、射撃、ウエイトリフティング、アーチェリー、陸上、水泳、近代五種



+

本年度から要員の
集合訓練を開始



女子ラグビー



カヌー

育成の基盤の整備

昨年度以降、以下のとおり器材の取得と施設の整備を推進

- トレーニング器材の取得 (以下は、取得した器材の一例)



トレッドミル



エアライフル



栄養管理システム

- 各種施設の整備
 - ・庁隊舎空調設備等の整備
 - ・近代5種用訓練施設等の整備
 - ・ラグビー場の整備
 - ・アーチェリー訓練環境の整備
 - ・カヌー艇庫の整備
 - ・照明の整備
 - ・総合体育館の空調設備の整備
 - ・研修棟の整備
 - ・50m射場の建替等



総合体育館



50m射場

29. 射撃競技における競技技術の向上

【概要】

- 競技技術の向上に資するため、年少射撃資格者の下限年齢を引き下げるなどの銃刀法の改正について検討。

射撃競技団体等からの要望

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた射撃競技の競技力強化のための銃刀法改正要望

国による強化方針等の方向性

射撃競技団体等の要望は、次の点で国の施策の方向性と同じ

- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に向けた選手強化
- ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の強化
- 射撃競技における競技力強化

文部科学大臣から国家公安委員会に対し検討要請

要望を踏まえた改正について検討

年少射撃資格者※1の年齢の要件の見直し

※1【現行制度】原則、18歳以上の者のみ空気銃を所持できる。一定の資格の認定を受けた14～17歳の者は、指定射撃場で射撃指導員の監督を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用可能

練習射撃場の制度※2の拡充

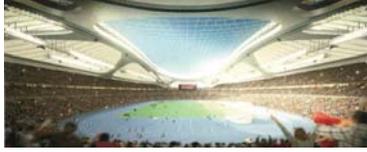
※2【現行制度】原則、所持許可を受けた猟銃しか使用できないが、猟銃の所持許可者等は、練習射撃場においては、そこに備え付けられた猟銃も使用可能

30. 新国立競技場の整備等

【概要】

○新国立競技場の実施設計に8月に着手したところであり、来年10月から建設に着工するべく検討。

収容人数約8万人、陸上競技トラック9レーン、等（大規模国際スポーツ大会が開催可能なスペック）



開閉装置の設置（天候に影響されない大会運営や多目的な利活用による稼働率向上）



可動席の設置（サッカー、ラグビー実施時の選手と観客が一体となる臨場感あふれる観客席）



座席空調の設置（夏季開催における熱中症対策等）

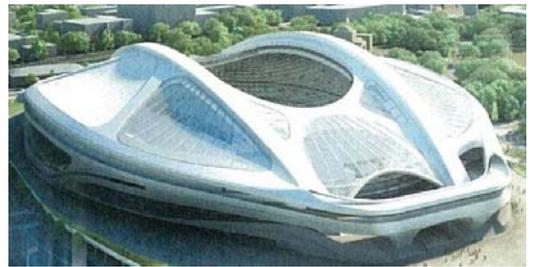


スタンドの免震構造

高木植栽、壁面緑化等の緑化計画（周辺環境との調和）



アーチ状主架構（キールアーチ）を用いたザハ・ハテイド氏の基本デザイン



完成予想図(イメージ)ー南西側からの鳥瞰図ー
日建設計・梓設計・日本設計・アラップ設計共同体 作成

整備スケジュール予定
【2019年春竣工】

埋蔵文化財発掘等調査（整理報告含む） ～2016（H28）年 9月
 競技場等解体工事 ～2015（H27）年10月
 競技場建設工事 2015（H27）10月～2019（H31）年 3月
 新本部事務所棟建設工事 2015（H27）4月～2017（H29）年 3月

31. Sport for Tomorrow プログラムの実施

【概要】

○Sport for Tomorrow コンソーシアムを8月に設立。関係機関・団体との連携体制を構築し、順次国際貢献事業を実施。

○コアメッセージ: スポーツが未来をつくる: 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会とそれに向けた具体的行動を通じて、世界のより良い未来のために、未来を担う若者をはじめ、あらゆる世代の人々に、スポーツの価値とオリンピック・ムーブメントを広げていく。

今後7年間(2014～2020年)で、開発途上国をはじめとする100か国以上の国において、1,000万人以上を対象に、以下のプログラムを実施する。

① スポーツの価値とオリンピック・ムーブメントの普及のための協力

- 外務省
- スポーツ関連施設の整備, 器材供与(一般文化無償, 草の根文化無償)
- スポーツ指導者の派遣(JICAボランティア派遣)
- スポーツ分野での日本文化紹介・人材育成支援(国際交流基金)
- スポーツ分野での日本文化紹介事業(在外公館文化事業)
- 文部科学省
- 学校体育カリキュラム策定支援、スポーツイベントの開催支援をするため、専門家を派遣

② 国際スポーツ人材の育成 →文部科学省

- スポーツ教育を行う大学院修士課程や短期プログラムへの留学生の受入

③ 国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援 →文部科学省

- アンチ・ドーピングが遅れている国への教育・研修パッケージの開発・導入支援等

Sport for Tomorrowコンソーシアム
(2014年8月設立)

※官民連携しオール・ジャパンでSport for Tomorrowプログラムを推進していくためのネットワーク

- 運営委員会:
 - 文部科学省
 - 外務省
 - JICA
 - 国際交流基金
 - 日本スポーツ振興センター
 - 日本オリンピック委員会
 - 日本パラリンピック委員会
 - 日本アンチドーピング機構
 - 筑波大学
 - 2020年大会組織委員会
- メンバー:(随時募集中)
 - 国内各競技団体
 - NGO
 - 大学 等
- 事務局:
 - 日本スポーツ振興センター

上記に加え、スポーツ振興の前提となる途上国の青少年の育成を草の根レベルで支援。(教育施設整備案件)→外務省

32. 障害者スポーツの普及促進

【概要】

○障害者のスポーツ実施率（成人週1回以上:18.2%）等障害者のスポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における障害者スポーツの普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促すなど、そのノウハウについて実践研究を実施。

➤ 障害者スポーツについて、平成26年度よりスポーツ振興の観点が強いのを厚生労働省から文部科学省に移管し、取組を強化して実施

障害者スポーツの普及・促進施策

○ 実践・調査研究事業

- ・障害者のスポーツ環境の把握(図1)
- ・地域における障害者スポーツ普及ノウハウの蓄積(図2)
→スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促進

○ 日本障がい者スポーツ協会補助(厚生労働省から移管)

- ・障害者スポーツの裾野を広げる取組
→指導者養成、広報啓発、地域の障害者スポーツ振興事業等
- ※このほか、パラリンピック等世界大会への派遣、選手の育成強化を実施。

○ 全国障害者スポーツ大会開催事業(厚生労働省から移管)

→平成26年11月、長崎で第14回全国障害者スポーツ大会を開催

障害者のスポーツ環境(図1)

週1回以上のスポーツ実施率(成人)
18.2%

全都道府県・政令市(67)のうち、スポーツ担当部署で障害者スポーツを所管しているのは、**東京都と佐賀県のみ**

障害者スポーツ専用、または障害者が優先的に利用できるスポーツ施設は**114施設**
一般の体育・スポーツ施設は**約22万施設**

障害者スポーツ指導員は**約21,000人**。週1回以上の定期的な活動者は**約1割**。
日本協公認スポーツ指導者は**約43万人**

障害者スポーツ振興体制の構築(図2)

これまで スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各々でスポーツ活動を実施



これから

スポーツ関係団体と障害福祉関係団体が、各地域で連携・協働体制を構築し、**障害の有無に関わらずスポーツの振興を一体的に図る**。共生社会の実現にも寄与。



33. 地域スポーツの推進

【概要】

○ライフステージに応じてスポーツ活動への参画を促進し、スポーツ実施率（成人週1回以上：47.5%）を向上させるとともに、地域における多様なスポーツ資源を活用してスポーツを通じた健康増進や地域活性化を推進。

1. 学校と地域における子供のスポーツ機会の充実
→幼児期からの子供の体力向上方策の推進、学校体育の充実等

- 【具体的な取組】**
- 地域を活用した学校丸ごと子供の体力向上推進事業
 - 体育活動における課題対策推進事業
 - 運動部活動指導の工夫・改善支援事業

2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
→若者のスポーツ参加機会の拡充、高齢者の体力づくり支援等

- 【具体的な取組】**
- 高齢者の体力づくり支援事業
 - スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業
 - スポーツにおけるボランティア活動活性化のための調査研究
 - 健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業

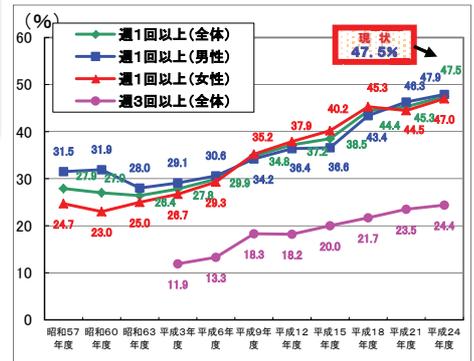
3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
→コミュニティの中心となる地域スポーツクラブの育成・推進
地域スポーツと企業・大学等との連携

- 【具体的な取組】**
- 多様な主体や周辺の総合型クラブとの連携の仕組みづくりなど、クラブの運営面の強化を支援
 - スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業

4. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

- 【具体的な取組】**
- 地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト（総合型地域スポーツクラブがトップアスリートの活用等を通じて周辺の地域スポーツクラブや学校を支援する取組）
 - スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業

成人の週1回以上運動・スポーツを行う者の割合の推移



スポーツを通じた地域コミュニティ活性化促進事業

○地方公共団体が大学や企業、スポーツ団体と連携を図り、大学や企業のスポーツ施設や人材を地域住民のスポーツ参加に活用する取組。

スポーツを通じて

住民の健康増進

地域の活性化

34. 文化プログラムの推進

【概要】

○政府における文化プログラムの推進について検討を開始。文化審議会でも、文化プログラムの在り方等を議論中。企業メセナ協議会へ文化プログラム支援への協力を要請し「2021芸術・文化による社会創造ファンド」が造成。あわせて、本年より取組みを開始しているアジア向け「文化のWAプロジェクト」他、国際交流基金による各種文化交流事業を推進。

文化プログラムの推進に向けた検討体制

○政府における文化プログラムの推進について、全国的な展開も踏まえ、関係府省庁が連携した取組に向け、検討を開始。
○政府において概ね5年に一度策定することになっている「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の次期策定に向けて、文化審議会において、**2020年及びそれ以降の文化芸術の振興方策について検討中。**

各種文化交流事業の実施 (外務省・国際交流基金)

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向けて、「**文化のWA(和・環・輪)プロジェクト~知り合うアジア~**」をはじめとする、各種の文化交流事業を展開。



第1期「日本語パートナーズ」参加者を激励する安倍総理大臣（平成26年9月11日）
（出典：首相官邸ホームページより）

【文化のWA(和・環・輪)プロジェクト~知り合うアジア~】

- ①双方向の芸術文化交流事業
文化芸術、スポーツ、学術、市民交流の幅広い分野での双方向交流
- ②アジア諸国における日本語学習支援事業
“日本語パートナーズ”を2020年までに3000人を派遣。

この他、各国の日本語教育の基盤整備、舞台芸術・美術・映像等を通じた日本文化紹介事業、知識人の招へいや知的交流会議などを実施・支援。

民間企業との協働による展開 (文部科学省)

企業メセナ協議会へ文化プログラム支援への協力を要請し、「**2021芸術・文化による社会創造ファンド**」が造成。



企業メセナ協議会尾崎理事長と下村文部科学大臣の面談（平成26年8月26日）

【趣旨】：文化芸術による地域の活性化・国際発信、文化芸術を担う人材育成などを支援する企業からのファンド。「2021」は2020年の先を目指すとの意図。

- ①：メセナファンド：
趣旨に賛同する企業から寄附金を募り、プロジェクトは趣旨に合致する形で公募。
- ②：個別ファンド：
寄付者の意向を詳細までプログラムに反映するためのファンドを形成。100万円以上で寄付者の名前を冠することが可能。

35. 和食・和の文化の発信強化

【概要】

○大会に関連した日本食・食文化の発信を進めるため、選手村等での料理提供等について、有識者を交えた検討を年内に開始。
○施設等への木材利用の促進を図るため、東京都、組織委員会、国（農林水産省等）で構成する連絡調整会議を6月に実施。
○国産花きの安定供給体制の整備に向け、花き関係者による検討会の設置等を予定。

我が国の農林水産物・食文化による「おもてなし」

和食で

○ **和食で日本の文化と味わってもらう**

- ・2013年にユネスコ無形文化遺産に登録された和食の魅力を最大限に発信
- ・選手村等における国産農林水産物の提供
- ・国産・地域食材を積極的に使用している飲食店の紹介
- ・外食人ニーズに対応したメニュー開発と飲食店の紹介
- ・飲食店における多言語表記の推進
- ・国際空港等での和食の魅力発信強化
- ・近隣市場を活用した食材や和食の提供・発信



農山漁村で

○ **農山漁村で日本の文化と感ってもらう**

- ・外国語、習慣、宗教等にも対応できる農家民宿等の受入体制の構築
- ・農山漁村の魅力を満喫できる体験プログラムの構築（郷土料理、収穫体験、森林レクリエーション等）
- ・外国人旅行者への農家民宿や体験プログラムに関する情報発信体制の構築



和の空間で

○ **木づかいで東北の復興と日本らしさを発信**

- ・木材利用で環境に配慮した大会運営を印象づけ
- ・大会施設や選手村等の木造化、内装木質化
- ・木製表彰台、木製椅子の整備等
- ・CLT（直交集成板）等先端的な木材製品技術の活用

CLTを活用した建築物



○ **国産畳等の活用で日本らしい大会と演出**

- ・日本文化を体感できる「和の空間」の設置
- ・茶道、華道等の体験等も実施
- ・入場先導、メダル授与補助等で和装（純国産絹製品の着物着用）女性の活用
- ・いぐさの柔道畳復活でレガシーの継承に貢献



花で

○ **世界最高水準の日本の花で日本らしさを演出**

- ・主要都市の空港・駅・公共施設におもてなしの花を設置
- ・マラソンの沿道、表彰台（ビクトリーブーケ）、選手村の食堂等を花で演出
- ・国産花きを安定的に生産・供給できる体制の整備



地球に優しく

○ **「もったいない」精神で環境五輪を印象づけ**

- ・食品ロスを削減する「もったいない」運動の展開
- ・選手村の食堂等の食器等にバイオプラスチック製品を活用



36. 効果的なPRの実施

【概要】

○クールジャパンの効果的なPRとして、日本の魅力を海外に向け、英語をはじめとする外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者同士の連携強化のためのネットワーク構築等に着手。

- 各競技の競技場などの施設は、オリパラ期間中、世界中に映像・画像として配信されることから、この“場”を、オリパラ開催後（建設が間に合えば柿落として事前利用も）には、クールジャパンの発信拠点（例：ファッションショー、地域資源の展示、国際会議、映画祭の開催、迎賓パーティーなどの会場等）として活用。
- ロンドンでは、オリンピック終了後も競技関連施設をスポーツ以外の取組みに活用している事例あり。
- 現状、我が国では、一部の生活文化関連イベントにおいてのみ、国立代々木体育館や国立競技場などの競技施設を活用している状況。

【競技場を活用したイベント実施例】

2013年 3月	東京ランウェイ	代々木第一体育館
2013年 10月	ファッションウィーク東京（一部）	国立競技場
2014年 3月	東京ガールズコレクション	代々木第一体育館
2014年 4月	東京ガールズアワード	代々木第一体育館



出典：wwdウェブサイトより抜粋

出典：wwdウェブサイトより抜粋

37. 環境配慮の推進

【概要】

- 「環境にやさしい大会」及び「環境都市東京」の実現、我が国の環境技術の展開・情報発信に向け、大会を契機とした環境配慮の推進に向けた課題と当面の取組について8月にとりまとめ。8月5日に環境大臣が発表。
- 東京都や組織委員会等と連携を強化するための新たな場を設置。

1. 背景と基本的方向性

- 1990年代以降、オリンピック憲章に、持続可能な開催が謳われ、歴代の大会を見ても、環境の取組は不可欠
 - 温暖化対策や生物多様性保全対策上節目の年でもある2020年の東京大会を「環境にやさしい五輪」としても成功させ、我が国の環境技術を国内外にアピール
- 人口減少等の新たな課題の下、温室効果ガスの2050年80%削減に向け、温室効果ガスや廃棄物の排出削減、自然的空間の回復等に配慮した、循環共生型社会づくりが必要
 - 環境負荷の低減に向け、「環境インフラ」の充実を図ることにより、国際的競争力を有し、快適で魅力的な都市「環境都市」を実現し、国内外にモデルとして発信していく

2. 主な課題と取組の方向性

方向性1 低炭素社会づくり

2020年の3.8%削減と2050年の80%減に向けた取組が必要
→最先端技術(L2-Tech)の導入、地域外からの再生可能エネ調達

方向性2 ヒートアイランド・熱中症対策・緑化

過去100年ほどで大幅に上昇した東京の平均気温への対応が必要
→歩道の日射遮蔽、ミスト噴霧、緑地・水面・風の道の確保

方向性3 良好な大気環境の実現

PM2.5や光化学オキシダント等への対応が必要
→予測精度の向上、現象解明の推進

方向性4 良好な水環境の実現

豊饒な東京湾の回復が必要
→生態系影響指標の環境基準化の検討、内濠・外濠の水質改善

方向性5 3Rの推進

2R(リデュース、リユース)の推進と「都市鉱山」の活用が必要
→統一ラベルの導入、高度な資源循環が成立する在り方検討

方向性6 自然と共生する社会の実現

森、里、川、海を連続した空間として保全・再生していくことが必要
→国立公園等の国際化対応、外国人旅行者向けの魅力発信

3. 当面の環境省の取組

環境省としての当面の取組は次頁のとおりであり、今後は、関係府省や東京都、(一財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会等関係機関と協議をしていくこととしている。

当面の環境省の主な取組み

大会全体及び広域的に係る施策

東京都市圏の低炭素化

〈低炭素〉

- 低炭素化技術の普及・波及効果に関する都市圏全体での予測シミュレーション
- 地方の再生可能エネルギーを東京の代表的街区に供給する事業への支援

強化されたグリーン購入基準の適用

〈低炭素〉

- 現行基準よりも厳しい購入基準の採用促進
- グリーン購入法.net

大会・環境に関する情報発信

〈情報発信〉

- 環境配慮の取り組み、環境技術や制度を国内外に効果的に発信
- 東日本大震災から復興した姿の発信
- 国立公園や世界自然遺産地域等についての海外への積極的な情報発信、利用施設の整備と管理
- 国民公園の環境整備
- 参画型ESD(持続可能な開発のための教育)イベントを開催
- ペットの適正な管理に係る普及啓発

大会関連施設に関する様々な低炭素化技術の導入支援

〈低炭素〉

- 地中熱利用も含めた省エネルギーに関する技術の活用支援
- 大会関連施設に関する様々な低炭素化技術に係る知見の提供等

低炭素化交通施策

〈低炭素〉

- E・V・燃料電池バスに係る技術開発
- 自転車道整備等低炭素化交通施策の予測シミュレーション

3Rの徹底

〈3Rの徹底〉

- リサイクル・廃棄物減量に取り組めるシステム構築に向けた実証事業・技術開発
- わかりやすい分別収集ラベルの導入の検討
- リデュース・リユースの一層の促進
- 医療系廃棄物の円滑な処理

ヒートアイランド及び熱中症対策

〈ヒートアイランド及び熱中症対策〉

- 環境インフラの設置による体感温度低減
- 大会会場・コース周辺の熱中症対策推進
- クールシェア事業の一層の推進

皇居外苑(内濠)、外濠

〈水質改善〉

- 皇居外苑(内濠)、外濠の水質浄化に向けた取組

東京湾

〈水質改善〉

- 水環境改善を促進する環境基準の設定の検討



凡例

〈低炭素化〉	ヒートアイランド及び熱中症対策	〈水質改善〉
〈3Rの徹底〉	〈情報発信〉	

7. 文化・環境等 ④大会と連携した環境対策等への支援

38. 路面温度上昇抑制機能を有する舗装等の整備

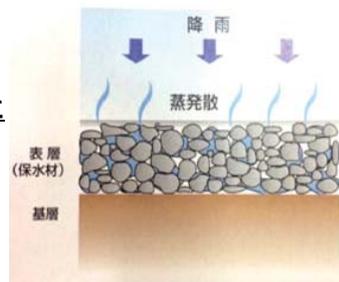
【概要】

○観客や競技者の暑熱対策として、路面温度上昇抑制機能を有する舗装等について、マラソンコース等での整備に向け、東京都等と連携しつつ検討中。

「路面温度上昇抑制機能を有する舗装技術」

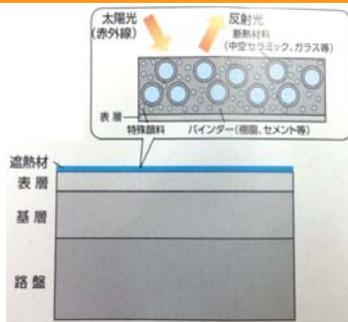
①保水性舗装

舗装の空隙に保水材を充填し、それに吸収された水が蒸発散する際の気化熱によって路面温度を低減する舗装



②遮熱性舗装

表面で光を反射させて路面温度の上昇を抑制する舗装



「施工例」

国道246号(千代田区永田町) 車道部(保水性舗装)

路面温度が約 **9~16°C低減**

〔体感温度*を約1~2°C低減〕
*地上1.5mの高さで計測した気温(散水時の計測結果)



7. 文化・環境等 ④大会と連携した環境対策等への支援

39. 大会と連携した水素・燃料電池の活用

【概要】

○水素・燃料電池戦略協議会において、燃料電池自動車や定置用燃料電池の適用拡大、水素供給システムの確立など水素社会実現に向けた関係者の取組を示したロードマップを6月にとりまとめ。

ロードマップに示されたオリンピック・パラリンピック東京大会における水素・燃料電池の活用イメージ



<水素ステーション>



<燃料電池自動車(FCV)>

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会で水素の可能性を世界に発信



<定置用燃料電池>

[出典]メーカー等PR資料より引用

水素・燃料電池戦略協議会(委員)

- | | |
|--------|---------------------------|
| 浅見 孝雄 | 日産自動車(株) 専務執行役員 |
| 有賀 敬記 | 大陽日酸(株) 常務取締役 |
| 伊勢 清貴 | トヨタ自動車(株) 取締役・専務役員 |
| 市江 正彦 | (株)日本政策投資銀行 取締役常務執行役員 |
| 上羽 尚登 | 岩谷産業(株) 取締役副社長 |
| 内田 幸雄 | JX日鉱日石エネルギー(株) 取締役副社長執行役員 |
| 小川 洋 | 福岡県知事 |
| ●柏木 孝夫 | 東京工業大学 特命教授 |
| 上地 崇夫 | 千代田化工建設(株) 常務執行役員 |
| 亀山 秀雄 | (一社)水素エネルギー協会 会長 |
| 久徳 博文 | 大阪ガス(株) 代表取締役副社長執行役員 |
| 久米 雄二 | 電気事業連合会 専務理事 |
| 倉田 健児 | (独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 副理事長 |
| 小林 裕明 | 東京ガス(株) 常務執行役員 |
| 崎田 裕子 | ジャーナリスト・環境カウンセラー |
| | NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長 |
| 佐々木 一成 | 九州大学 次世代燃料電池産学連携研究センター長 |
| 高田 廣 | 川崎重工業(株) 代表取締役副社長 |
| 中尾 正文 | 旭化成(株) 取締役上席執行役員 |
| 福尾 幸一 | 本田技研工業(株) 常務執行役員 |
| 前川 治 | (株)東芝 執行役員上席常務 |
| 馬淵 洋三郎 | 三菱日立パワーシステムズ(株) 副社長執行役員 |
| 吉田 守 | パナソニック(株) 常務取締役 |
| 渡辺 政廣 | 山梨大学 燃料電池ナノ材料研究センター長 |
- (※●:座長、五十音順。役職は委員就任当時。)

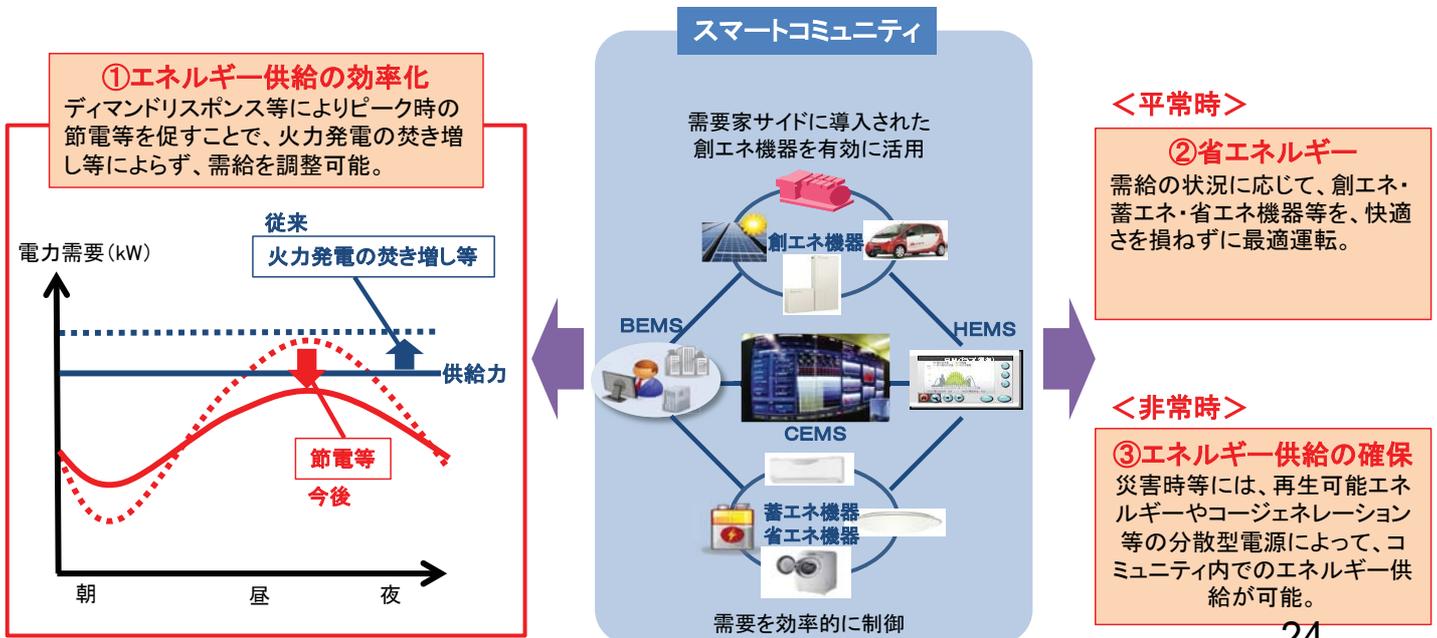
7. 文化・環境等 ④大会と連携した環境対策等への支援

40. スマートコミュニティの展開

【概要】

○これまでの国内4地域(横浜市、豊田市、けいはんな学研都市、北九州市)におけるスマートコミュニティ実証等の結果、スマートコミュニティの具体的なイメージや効果が共有されつつある。また、スマートコミュニティを構築する上で必要となる基盤技術や標準インターフェイスが確立されつつある。

○こうした状況を踏まえ、次世代エネルギー・社会システム協議会を開催(※直近:第16回 平成26年4月、第17回 平成26年5月)し、大会を契機としたスマートコミュニティの展開を含め、スマートコミュニティの全国展開に向けた今後の課題を整理。



4 1. 社会全体のICT環境の整備

【概要】

○「無料公衆無線LAN環境の整備促進」、「ICTを活用した多言語対応」、「放送コンテンツの海外展開」、「4 K・8 Kやデジタルサイネージの推進」、「国内発行SIMの差替えによるスマートフォンの利用の円滑化」や「国際ローミング料金低廉化に向けた取組」など、新たなイノベーションを世界に発信するため、大会以降の我が国の成長も見据えた社会全体のICT化の推進のあり方について、本年中に産学官で具体化に向けた検討、推進体制を整備する予定。

社会全体のICT化の推進の在り方に関する産学官共同での検討の場の概要（素案）

1. 目的

- (1) IOCに提出した立候補ファイルにおいて、我が国は、「2020年東京大会は、日本の優れたITを使い、様々なコミュニケーション・チャンネルや手段を活用して実施」と表明。
- (2) 大会開催基本計画の策定等に向け国に期待される役割として、総務省は、「大会と連携したICT環境の整備」等を担当(オリンピック関係閣僚会議 本年4月)。
- (3) 以上を踏まえ、大会以降の我が国の成長も見据えた社会全体のICT化の推進の在り方について、ICTに関する産学官共同で検討、具体化を図る。

2. 検討項目

(1) 2020年東京大会に向けた、ICT分野のアクションプラン

- ① 実現すべき項目 (※) ② 実現の目標時期

(2) 上記の実現に向けた官民の役割分担

※ 無料公衆Wi-Fi、自動・多言語翻訳（音声、表示）、デジタルサイネージ（電子看板）等の普及 等

3. 構成員

- (1) 通信・放送関連事業者等
- (2) オリンピック関連組織
- (3) 関係省庁

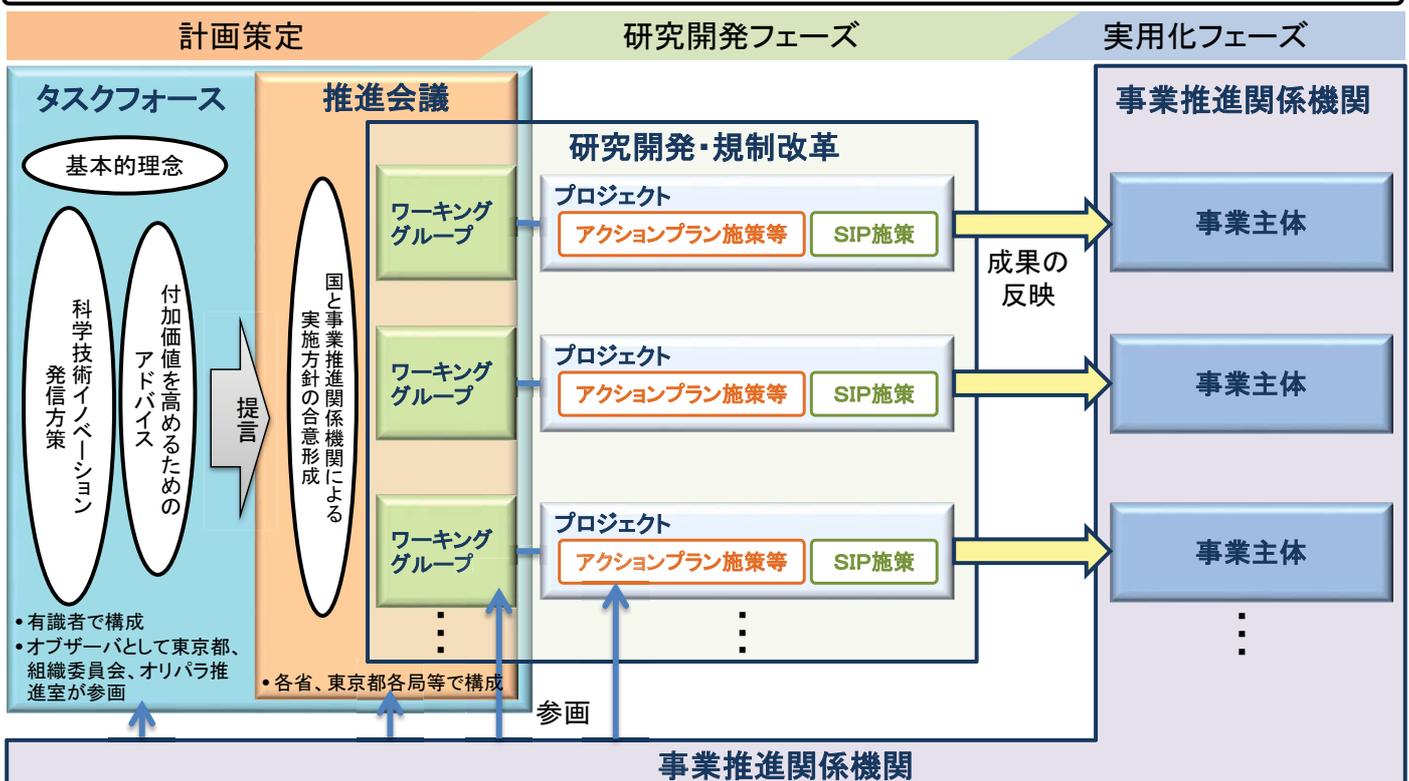
4. スケジュール

- ・本年秋頃、検討の場の立ち上げ
- ・今年度中 中間報告

4 2. 検討体制の設置

【概要】

○大会への最新技術の適用等に関して、内閣府特命担当大臣（科学技術政策担当）の下に有識者による「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース」を8月に開催し、今年度を目途にとりまとめ予定。



タスクフォース：科学技術担当大臣が主催し、プロジェクト計画策定にあたり、有識者により最新の科学技術の適用に関する助言を推進会議に与える。
 推進会議：プロジェクト実施、事業推進に関して中心的な役割を担う関係機関により、計画策定を行い実施方針の合意形成を行う

8. その他 ①記念貨幣の発行

43. 調査検討

【概要】

○財務省において、（独）造幣局と連携し、オリンピック・パラリンピック記念貨幣の発行等に向けて事例調査や検討を実施中。

※ 記念貨幣は、国家的な記念事業として、閣議決定を経て（独）造幣局が製造し、日本国政府が発行する。

1.TOKYO2020立候補ファイル（平成25年1月7日 国際オリンピック委員会（IOC）に提出）

7.6.2 オリンピック記念貨幣発行の保証

- ・ 過去、日本国内で開催された大規模スポーツ・イベントにおいて、記念貨幣が発行されている。
- ・ IOCに対するロイヤリティは、販売収益の中から大会組織委員会を通じて支払われる。
- ・ 2020年東京オリンピック競技大会の記念貨幣の発行については、日本国財務大臣が保証している。

2.過去の発行例

◆東京オリンピック

昭39（1964）
（2種）

千円
銀貨幣



百円
銀貨幣



◆札幌オリンピック

昭47（1972）
（1種）

百円
白銅貨幣



◆長野オリンピック（9種）

平10（1998）

一万円
金貨幣



二次



三次



五千円
銀貨幣



五百円
白銅貨幣



8. その他 ②大会協賛宝くじ・記念切手の発行等

44. 発行検討等

【概要】

○全ての都道府県及び指定都市において、協賛宝くじを発行する予定。

○記念切手の発行について、日本郵便（株）及び組織委員会と調整中。寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための東京大会に係る特別措置法案について検討中。

1 協賛宝くじ

宝くじの発売団体である全ての都道府県及び指定都市は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて協賛宝くじを発行する予定（具体的な発行時期、方法等については、発売団体間において、今後検討）。

2 記念切手の発行等

総務省において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に関する記念切手の発行について、関係省庁、日本郵便（株）及び組織委員会と調整中。

（参考）○ 過去、日本で開催されたオリンピック等においては、いずれも記念切手を発行。

- ・ 東京オリンピック 1億8,000万枚
- ・ 札幌オリンピック 1億3,500万枚
- ・ 長野オリンピック 7,850万枚（パラリンピックを含む）
～国内開催のオリンピック記念切手発行に際し、ロイヤリティの支払い義務が発生するのは今回が初めてであり、発行条件等について要調整。

○ 想定スケジュール（2020年の発行の場合）

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の記念切手は、2020年度に発行される記念切手と同じ手続を経ることとなる予定。

- ・ 2018年11～12月頃 関係省庁からの推薦
- ・ 2019年10～11月頃 日本郵便において2020年度発行計画発表
- ・ 2020年 記念切手販売開始

寄附金付切手の発行については、現在、文部科学省において寄附金付切手の発行を可能とするための東京大会に係る特別措置法案について総務省を含む関係省庁と検討中。

8. その他 ③記念自動車ナンバープレートの発行

45. 発行検討

【概要】

○「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」を2月に設置し、現在、実施に向けた具体的進め方の検討をするとともに、関係者との調整を実施中。

＜他国における過去の実施例＞

- ・オリンピックに向けて国民的機運の醸成、意識の高揚を図る観点から、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様のデザインを施した自動車のナンバープレートを期間限定（2020年までの間）で希望する者に対し交付する。



2010年バンクーバー五輪
(カナダ：ブリティッシュコロンビア州発行)



1996年アトランタ五輪
(アメリカ：ジョージア州発行)

- ・その際、ナンバープレートの代金収入の一部を活用して、大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備（バス・タクシー等のバリアフリー化、IT化、新技術等）を支援する。

● 検討体制

- ・特別仕様ナンバープレートの実施に向けた具体的な方策を検討するため、本部長・本部長代理（副大臣）、副本部長（大臣政務官）、本部員（事務次官、技監、国土交通審議官、関係局長等）から構成される「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」を平成26年2月に設置し、基本スキーム、交付方法、デザインの決定方法等について検討を行っているところ。

● 今後の予定

- ・関係機関と調整を行うとともに、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」において、実施に向けた具体的な方策の検討を進める予定。
- ・特別仕様ナンバープレートは、平成27年以降できるだけ早期に交付開始予定。

8. その他 ④知的財産の保護

46. 保護のあり方検討

【概要】

- 不正競争防止法及び商標法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護を引き続き実施。
- 知的財産保護に係る国と組織委員会との打ち合わせを9月に開催し、大会に関連する知的財産保護のあり方について意見交換を実施。

○商標法に基づくオリンピック関連標章の保護

商標法第4条第1項第6号及び第4条第1項第11号により商標登録が認められない例

条文の説明	オリンピック関連標章の例
国・地方公共団体の標章、公益事業に関する標章等と同一又は類似の商標は登録を受けることができない(6号)	「オリンピック」「OLYMPIC」 
同一又は類似する他人の商標が先に登録されている場合は登録を受けることができない(11号)	「TOKYO 2020」 登録番号：登録第5626678号 権利者：一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録 OLYMPIC 登録番号：国際登録第1128501号 権利者：IOC 指定商品・役務：全ての指定商品及び指定役務の分類について登録

47. 海外調査

【概要】

○過去の大会開催国等における受動喫煙の防止対策についての海外事例調査を9月にとりまとめ。

五輪開催地及び開催予定地の法規制の状況

開催年 開催地	2008年		2010年		2012年		2014年		2016年		2018年		2020年	
	中国	北京	カナダ	バンクーバー	英国	ロンドン	ロシア	ソチ	ブラジル	リオ	韓国	平昌	日本	東京
法令施行年	-	1996年 2008年	1989年 (最終改正 2007年)	2010年	2007年 (イング ランド於)	-	2013年	2010年 2012年	1996年 (最終改正 2011年)	(州) 2009年 (市) 1978年～ 2006年の間、 関連条例を 8本制定	1995年	2013年	2003年 (2015年 予定)	-
対象者	-	市民 施設管理者	国民 施設管理者	市民 施設管理者	国民 施設管理者	-	国民 施設管理者 販売者	市民 施設管理者	国民	市民 施設管理者	国民 施設管理者	郡民 郡守(※1)	施設管理者 (事業者)	-
罰則(※2) の有無	-	○	○	○	○	-	○	×	○	○	○	○	×	-

(※1)「郡」とは、広域市や道の管轄区域内に置かれる基礎自治団体であり、「郡守」とは、郡に置かれる長である。
(※2)行政処分を含む。

ほとんどの五輪開催都市及び開催予定都市において、罰則付きの条例が制定されている。

(参考)

WHOとIOCとの合意 (2010年)

➢ 世界保健機関 (WHO) と国際オリンピック委員会 (IOC) は、身体活動を含む健康的な生活習慣を選択すること、すべての人々のためのスポーツ、**たばこのないオリンピック及び子どもの肥満を予防することを共同で推進することについて合意した。**(2010年7月21日ローザンヌ)

(参考)

日本における受動喫煙防止対策に係る法令について

健康増進法 (平成15年5月施行)

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、**受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)**を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

労働安全衛生法 (改正法が平成26年6月公布、平成27年6月までに施行)

第68条2 事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、**他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)**を防止するため、**当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。**

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC: Framework Convention on Tobacco Control)

「たばこが健康、社会、環境及び経済に及ぼす影響から、現在及び将来の世代を保護する」ことを目的とした条約

FCTC第8条(たばこの煙にさらされることからの保護)

- 締約国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白にされていることを認識する。
- 締約国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所における**たばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を**国内法によって決定された既存の国の権限の範囲内で採択し及び実施し、並びに権限のある他の当局による当該措置の採択及び実施を積極的に促進する。

FCTC第8条の履行のための指針

たばこ煙にさらされることから保護するための効果的な対策としては、100%の無煙環境を作り出すため、**特定の空間または環境から喫煙とたばこ煙を完全に排除しなければならない。**(原則1より抜粋)

48. 協力の検討

【概要】

○ 国旗掲揚、飛行展示（ブルーインパルス）や国歌演奏（音楽隊）など式典等大会運営への協力について検討を開始。

【具体的な取組（過去の実績を踏まえ現時点で想定されるもの）】

- 国旗掲揚
- 飛行展示（ブルーインパルス）：カラスモーク再開に向けた調査研究
- 国歌演奏：陸自中央音楽隊の演奏服の検討 等



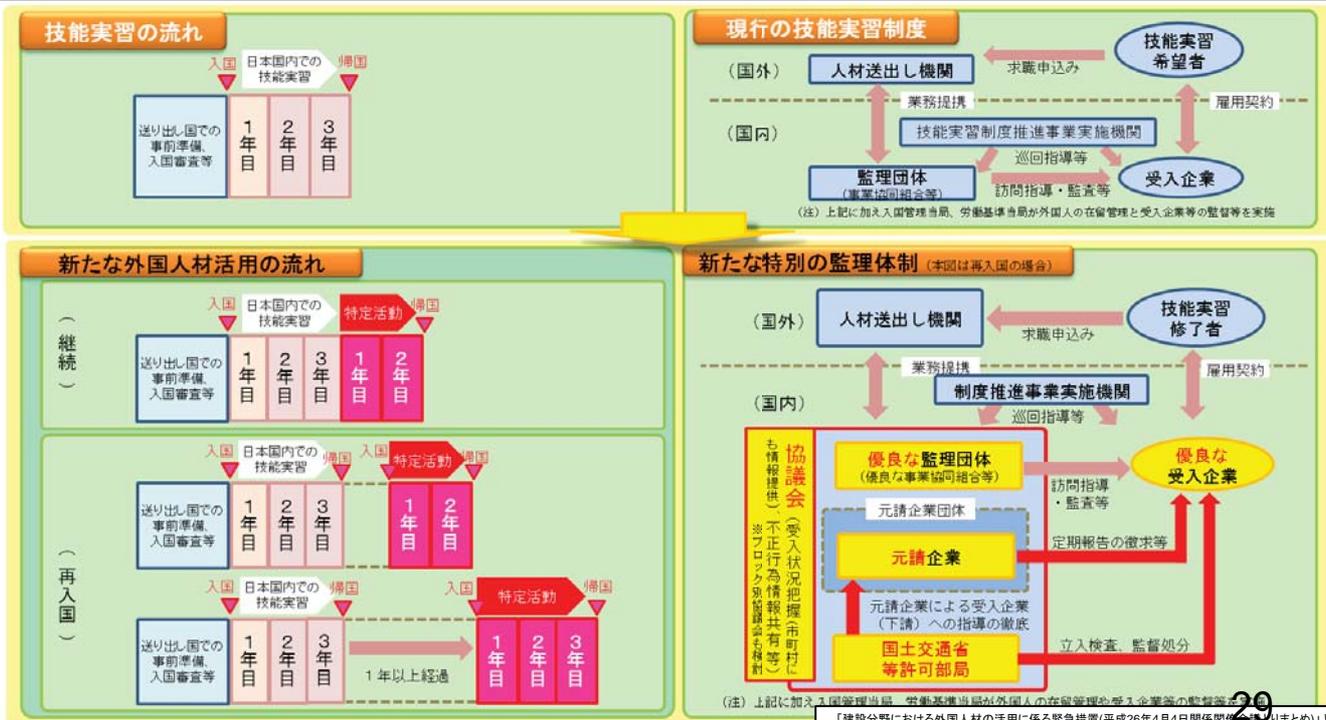
過去の支援実績

- 東京オリンピック（昭和39年）： 奏楽、祝砲、開閉会式・表彰式支援（含ブルーインパルス飛行展示）
- 札幌オリンピック（昭和47年）： 奏楽、祝砲、開閉会式・表彰式支援
- 長野オリンピック（平成10年）： 奏楽、国旗等の掲揚、開会式支援（含ブルーインパルス飛行展示）

49. 建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置

【概要】

○ 復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため必要となる技能労働者については、まずは、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって、離職者の再入職や高齢層の踏み止まりなどにより、国内での確保に最大限努めることが基本。
 → その上で、当面の一時的な建設需要の増大への緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、国内での人材確保・育成と併せて、即戦力となり得る外国人材（技能実習修了者）の活用促進を図り、大会の成功に万全を期する。



「大会開催基本計画の策定等円滑な準備に向けて国の対応が期待される事項」の進捗状況に係る施策一覧

※本資料は、資料1「大会開催基本計画の策定等円滑な準備に向けて国の対応が期待される事項」の進捗状況について取りまとめた主な施策の進捗状況に加え、資料1の施策に係る補足説明について併せて取りまとめたものである(本資料中、資料1に記載している内容は、「◆」を付して再掲。)

国の対応が期待される事項		事項 No.	施策の取組状況
1. セキュリティ・ 安全安心	①テロ対策		

<p>1. セキュリティ・ 安全安心</p>	<p>②サイバーセキュ リティ対策</p>	<p>1 ②</p> <p>②サイバーセキュリティ対策</p> <p>○サイバーセキュリティ推進体制の強化：内閣官房等 ◆情報セキュリティ政策会議において、2020年を見据えたサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針を検討中。</p> <p>○検討体制の設置：内閣官房、警察庁等 ◆閣僚会議の下に、関係省庁によるセキュリティ幹事会及びサイバーセキュリティWTを10月中に設置予定。また、組織委員会と関係省庁による実務責任者協議を7月より実施。 ➢「東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催運営に係る実務責任者による協議」(事務局：組織委員会、平成26年7月設置)において、サイバーセキュリティ対策に係る関係機関、関係各府省庁等による取組について検討を開始。</p> <p>○サイバー空間の脅威への対処能力の向上、サイバー空間の安全・安心の確保：警察庁等 ➢大会組織委員会や大会運営関係者との連携強化、重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃への対処能力の向上、民間事業者との協力関係の強化、海外関係機関との連携強化等を推進(警察庁)。 ➢民間事業者等の知見を活用し、「日本版NCFTA」への参画に向けた取組を推進(警察庁)。 ➢サイバーセキュリティ戦略に基づき、関係事業者における通信履歴等に関するログの保存のあり方について検討を行っているところ(総務省、警察庁)。</p> <p>○情報セキュリティ対策の推進：総務省 ➢ICT成長戦略推進会議「オリンピック・パラリンピックおもてなしグループ」を開催(H26年4月～)。その検討結果(「ICTによる最高のおもてなし」)を公表(H26年6月)。今後、サイバー攻撃への対応体制の強化や新たな分野の情報セキュリティ上の課題解決等を推進。</p>
<p>1. セキュリティ・ 安全安心</p>	<p>③防災・ライフ ライン・安全安心</p>	<p>1 ③</p> <p>③防災・ライフライン・安全安心</p> <p>○首都直下地震対策の強化：内閣府等 ◆大会の成功に向けて防災担当大臣と東京都知事の合意により、首都直下地震対策を推進するため、合同検討チームを設置し、6月より検討を開始。 ➢合同検討チーム(「首都直下地震対策に関する合同検討チーム」)において、今後の進め方について調整し、個別テーマに係る課題について検討を行っているところ。</p> <p>○避難誘導対策の強化：内閣府等 ◆関係府省庁と東京都との「避難場所等のピクトグラムに関する関係省庁連絡会議」を7月に設置し、ピクトグラムの整備について方針をとりまとめ予定。</p> <p>○国土強靱化の推進：内閣官房等 ➢国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)、国土強靱化アクションプラン2014(平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定)を着実に推進。</p> <p>○大会開催に向けた災害対策、対処能力強化、治安確保等の推進：警察庁 ➢大会の前後を通じた期間における大規模災害等の発生に備えた諸対策を推進。 ➢現場活動を支える警察通信の要となる機動警察通信隊の対処能力等強化を推進。 ➢地域警察活動の充実強化や防犯ボランティア等による安心感の確保等、良好な治安の確保のための各種施策を推進。 ➢大会関連事業からの暴力団排除、来日外国人犯罪対策等、大会開催に向けた組織犯罪対策を推進。</p> <p>○外国人来訪者等への救急・防災対応：消防庁 ➢「平成26年度救急業務のあり方に関する検討会」(7月に第1回を開催)において、増加が予想される外国人観光客に対する救急業務の課題に関する検討に着手。 ➢消防庁準備本部において、①スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及、②駅、空港等のターミナル施設等における防火安全対策の推進、③外国人来訪者等とのコミュニケーションの円滑化等による迅速・的確な救急搬送体制の構築及び熱中症対策の推進、④多言語対応の全国版防災アプリの整備等、外国人来訪者等への対応方策について検討を進める予定。</p> <p>○電力需給対策：経済産業省 ➢電力需要が高まる夏季と冬季の電力需給見通しについて、総合資源エネルギー調査会電力需給検証小委員会において、第三者の専門家による検証を行った上で提示し、当該見通しを踏まえ、必要に応じて電力需給対策を実施している。</p> <p>○大会に関連・便乗して事業者が引き起こす消費者トラブル等への対応、物価安定対策：消費者庁 ➢大会関連の用地買収等を行っているやと装い社債募集を行った事業者に関する注意喚起等を実施しており、引き続き、オリンピック関連の悪質事案があれば厳正に対処。 ➢物価安定対策として、必要に応じ、物資の価格動向について各府省庁と情報共有を行う。</p>
<p>2. 復興・ 地域活性化</p>	<p>①東日本大震 災被災地との連 携</p>	<p>2 ①</p> <p>【2. 復興・地域活性化】</p> <p>①東日本大震災被災地との連携</p> <p>○検討体制の設置：内閣官房、復興庁等 ◆組織委員会、被災3県等との「被災地復興支援連絡協議会」で大会が復興の後押しとなるよう被災3県と連携した取組について検討を7月より開始。また、組織委員会が6月に被災3県を訪問し、県知事と直接意見交換。</p> <p>○食品の風評被害の防止：消費者庁 ➢福島県をはじめとした地方公共団体、関係省庁等と連携し、国内外の消費者に向け、食品中の放射性物質に関する正確な情報を発信する。消費者が基本的な知識や流通している日本産食品の安全が確保されていること等について理解を深めることにより、食品の風評被害の防止に努める。 ➢消費者庁ウェブサイトにおける食品の検査結果等の発信、「食品と放射能Q&A」(第8版：日本語版及び英語版)の提供(約12万部配布)、リスクコミュニケーションの推進(国内で意見交換会等を340回開催)(平成26年8月末日現在)。</p>
<p>②大会と連携し た地域交流・地 域活性化</p>	<p>2 ②</p>	<p>②大会と連携した地域交流・地域活性化</p> <p>○ホストシティ・タウン構想の推進：内閣官房、総務省、外務省、文部科学省等 ◆「ホストシティ・タウン構想に関する関係府省庁連絡会議」で全国の自治体と大会参加国・地域の相互交流の推進について検討を7月に開始。自治体向けアンケートを発送し、年内に調査結果をとりまとめ予定。</p> <p>○事前キャンプ誘致：内閣官房、文部科学省等 ◆事前キャンプ誘致の進め方については、募集要項の策定に向けて、国を含む関係者による調整を組織委が中心となって7月より開始。</p>

		<p>○地域交流・地域活性化の推進：総務省等 >「地域の元気創造プラン」の推進により、大会開催による経済波及効果を全国津々浦々に波及：『「地域の元気創造プラン」による地域からの成長戦略』を策定（平成26年5月）。 >全国の自治体と参加国・地域との相互交流を図る「ホストシティ・タウン構想」の推進：「ホストシティ・タウン構想」に対する自治体の意向等を把握するため、アンケート調査を準備中。 >「地域おこし協力隊」等の人材を活用した大会開催支援、地域間交流の推進。</p> <p>○魅力ある観光地域の形成：観光庁 >平成26年4月に観光圏整備法に基づく認定をした観光圏に対し、支援を実施 >ストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートの開発・提供、海外への発信、世界に通用する地域資源の磨き上げの取り組みの推進。</p> <p>○隅田川等における外国人観光客等を魅了する風格を備えた水辺整備：国土交通省 >「新たな水辺整備のあり方検討会」全4回を開催（平成25年7月～平成26年2月） >「水辺とまちのソーシャルデザイン懇談会」全4回を開催（平成25年12月～平成26年2月） >ミズベリング東京会議（平成26年3月22日）、ミズベリングニコタマ会議（平成26年5月22日）、ミズベリング万世橋会議（平成26年7月7日） >隅田川や日本橋川等で賑わいのある水辺空間の創出を推進中。</p>
3. 輸送	<p>① C I Q （税関・入管・検疫）</p> <p>3 ①</p>	<p>【3. 輸送】</p> <p>① CIQ（税関・入管・検疫）</p> <p>○出入国審査の円滑化：法務省等 ◆6月に成立した改正入管法に基づく「信頼できる渡航者」に係る自動化ゲートの利用などの出入国審査の円滑化措置の推進。 >過去に我が国で国際的な規模で行われた競技会における対応を確認（主要な空港に大会関係者のための専用レーンの設置、応援職員の派遣等）。 >2020年を見据えた出入国審査体制の計画的な物的・人的体制の整備について検討。 >入管法の改正において、船舶観光上陸許可制度等を創設（平成27年1月施行）。 >平成26年度において、自動化ゲートを更新・増配備。</p> <p>○体制の強化等：法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省等 ◆平成26年度に、入国審査官を126名増員、税関職員を137名増員、検疫所職員を20名増員、動植物検疫官を41名増員するなど、出入国審査・税関・検疫に係る人的体制の充実・強化を実施。併せて、取締・検査機器の適正配備・有効活用等による物的体制の充実・強化を実施。また、馬術競技出場馬に係る的確かつ円滑な輸出入検疫の実施のため、3月より東京都等の関係者との検討を開始。</p> <p>（税関における円滑な通関及びセキュリティ対策に向けた検討：財務省） >過去のオリンピック大会等開催時の我が国及び外国税関当局における対応の調査及び東京大会に向けた通関検査体制等の検討（関税局内にプロジェクトチームを設置）。</p> <p>（増加する訪日外国人旅行者等に対する適切かつ円滑な検疫対応：厚生労働省） >訪日外国人旅行者等の増加を踏まえ、適切かつ円滑な検疫の実施体制を構築する。</p> <p>（円滑な動植物検疫に向けた対応：農林水産省） >本年4月以降、動植物検疫制度に関する国民向けの政府広報資料を政府広報インターネットテレビで公開。 >急増する旅行者に対応し、海外から動植物の病害虫の侵入等を防ぎつつ円滑な検疫を行うための輸出入検疫体制の確保を検討。 >馬術競技出場馬等について検疫条件を満たす検疫施設等が設置されるよう、東京都準備局等との担当者による勉強会を3回開催。 >東京オリンピック・パラリンピック馬術競技出場馬等の的確な衛生管理に向けた具体的取組を検討中。</p>
	<p>② 観客・関係者の円滑な輸送</p> <p>3 ②</p>	<p>② 観客・関係者の円滑な輸送</p> <p>○首都圏空港の機能強化：国土交通省 ◆交通政策審議会の下に学者・専門家で構成する首都圏空港機能強化技術検討小委員会において、羽田空港の滑走路運用・飛行経路の見直しなど2020年までに実現しうる首都圏空港の機能強化に関する技術的な選択肢について7月に中間取りまとめ。これをもとに、機能強化の具体化について関係自治体や航空会社等の関係者と協議を行うため、8月に協議会を設置し、開催。 >首都圏空港の年間合計発着枠75万回化に向けて、羽田空港においては、平成26年3月30日に国際線発着枠を3万回増枠し、年間発着枠を44.7万回化。成田空港においては、平成26年度中に年間発着枠を30万回化。 >首都圏空港の更なる機能強化に向けて、首都圏空港機能強化技術検討小委員会をこれまでに5回開催。本年7月8日に同委員会において首都圏空港の機能強化方針に係る技術的な選択肢の中間取りまとめを公表。</p> <p><中間取りまとめの主な内容> ・2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに実現しうる方策 ①羽田空港 ・滑走路処理能力の再検証（年間＋約1.3万回） ・滑走路運用・飛行経路の見直し（年間＋約2.3～2.6万回） ②成田空港 ・管制機能の高度化（年間＋約2万回） ・高速離脱誘導路の整備（年間＋約2万回） ・2020年東京オリンピック・パラリンピック以降の方策（羽田空港における滑走路増設、成田空港における既存滑走路の延長、滑走路増設）については、課題が多いことから引き続き検討を行っていくことが必要。 >上記の技術的な選択肢をもとに、首都圏空港の機能強化の具体化について、関係自治体や航空会社等の関係者間で協議を行うため、首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会（第1回）を本年8月26日に開催。</p> <p>○空港アクセス等の改善：国土交通省 ◆交通政策審議会鉄道部会に対して東京圏における今後の都市鉄道のあり方について4月に諮問。6月より空港アクセス等の改善について検討中。</p> <p>○道路輸送インフラの整備：国土交通省等 ◆首都高速中央環状品川線・晴海線、国道357号（立体化等）・14号（拡幅）について整備を推進し、渋滞緩和等を図るとともに、選手村のアクセス道路としても活用予定の環状2号線等について東京都による整備を支援。 >東京都が事業主体となる路線について、環状2号線の新橋一虎ノ門区間については、平成26年3月29日に開通。残りの区間や路線についても、社会資本整備総合交付金等を活用し、整備しているところ。 >国土交通省が事業主体となる路線について、国道357号の立体については、平成26年3月18日に開通。国道357号の残る区間や国道14号の拡幅についても、整備を推進しているところ。 >首都高速道路会社が事業主体となる路線について、首都高速中央環状品川線については、平成26年度の開通を目標に整備を推進しているところであり、首都高速晴海線についても整備を推進しているところ。</p> <p>○大会開催時の輸送：警察庁、国土交通省 ◆東京都等との「輸送調整会議」の下に設置された検討会において、オリンピック・レーンの具体化など、大会における大会関係者や観客等の輸送についての検討を昨年12月より実施。 >「2020年オリンピック・パラリンピック競技大会輸送調整会議」（事務局：東京都、平成25年12月16日設置）の下に設置された「大会関係者」輸送検討会、「観客・会場スタッフ」輸送検討会において、オリンピック・レーンの具体化に向けた詳細検討等、大会関係者等の円滑な輸送対策について議論。</p> <p>○海上交通の推進：国土交通省 >第1回水素燃料電池船に関する安全ガイドライン策定に向けた検討委員会を実施（平成26年8月）</p>

		<p>○円滑な物流の確保：国土交通省 >一般社団法人日本物流団体連合会が、開催期間中及びその前後の期間の円滑な物流の確保等の諸課題を抽出、整理を行う。その後、当該整理を踏まえ、国土交通省において具体的施策の検討を行う。</p> <p>【4. 外国人旅行者の受入】</p> <p>①外国人旅行者の受入</p> <p>○「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興：内閣官房、観光庁等 ◆「観光立国推進閣僚会議」で「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」を6月に決定。同プログラムにおいて、『「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興』を柱立てし、オリパラ開催国としての注目度を活かした訪日プロモーション、外国人受入環境整備等を推進。</p> <p>(外国人旅行者の受入環境の整備：観光庁) >ムスリム ・観光庁及び日本政府観光局(JNTO)が中心となって、海外のムスリム旅行者に対する情報発信と国内受入環境整備の2つの視点で取組を実施。 >外国人観光案内所 ・平成26年12月に27件の新規認定・2件のカテゴリー変更を日本政府観光局(JNTO)が認定。 ・平成26年8月7日に平成26年度申請募集を開始。 >通訳ガイドの供給 ・受験会場を大学にも拡大するとともに、これまで通訳案内士試験を実施したことのない新潟及び熊本の準会場を新設するなど、実施校を倍増させ準会場制度を大幅に拡充。 ・平成26年度の試験より、国家資格として初めてTOEIC®テストと連携し、TOEIC®テストのスコアを活用した英語筆記試験の免除を実現。これにより、受験者数が約2000人増加。 ・今後、試験合格者の増加を図り、供給不足を解消する。また、地域の個別のニーズに対応するため、構造改革特区制度を活用して「ご当地ガイド」を導入すべく、今秋の臨時国会に構造改革特区法の改正法案の提出を検討。</p> <p>>免税店の拡充 ・全国の免税店数は、4,622店(平成25年4月時点)から5,777店(平成26年4月時点)に増加。 ・第三者への免税手続きの委託を可能とし、一括カウンターを実現するため、平成27年度税制改正要望を提出。 >決済環境の改善 ・メガバンク3行(みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行)にて、海外発行クレジットカードに対応するATMの設置に取り組むことが決定(平成25年12月)</p> <p>(宿泊容量の確保および宿泊施設の情報提供：観光庁、厚生労働省等) >宿泊容量の確保 ・ツアーオペレーター等へ、宿泊施設の不足状況等についてヒアリングを行った。 ・1都3県の宿泊施設の新規開業予定について情報収集をしているところであり、今後も宿泊業界の動向を注視するほか、旅行業界等からも随時聴取し、情報を更新する予定である(近畿圏の状況についても同様の情報収集を行う)。 >宿泊施設の情報提供 ・平成26年5月、「宿泊施設の情報提供の現状・課題と今後の方向性」について取りまとめた。 ・多様な宿泊施設の情報発信を行う窓口サイトをJNTOに設置するための検討等を進める。 >外国人旅客の滞在ニーズへの対応 ・外国人旅客の滞在ニーズに応えるため、旅館業法の特例を含む国家戦略特別区域法を制定、平成26年4月に施行。同特例に係る施行通知を平成26年5月に発出済み。</p> <p>(大会を契機とした訪日プロモーションの実施：観光庁) >オリンピック・パラリンピック開催国という国際的注目度を活かして、ビジット・ジャパンとクールジャパンの連携等による効果的な訪日プロモーションの実施や、スポーツイベントを含むMICEの誘致・開催を促進する。</p> <p>(日本文化を観光の魅力として発信し、体験してもらうための取組を全国で実施：観光庁) >2016年リオデジャネイロ大会終了後から実施する文化プログラムや聖火リレーの機会を活用して、全国各地で有形・無形の文化財やポップカルチャーを含む日本文化等を多彩な観光の魅力として発信する訪日プロモーションを実施する。</p> <p>(魅力ある観光地域の形成：観光庁)(再掲) >平成26年4月に観光圏整備法に基づく認定をした観光圏に対し、支援を実施。 >ストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートの開発・提供、海外への発信、世界に通用する地域資源の磨き上げの取り組みの推進。</p> <p>(隅田川等における外国人観光客等を魅了する風格を備えた水辺整備：国土交通省)(再掲) >「新たな水辺整備のあり方検討会」全4回を開催(平成25年7月～平成26年2月) >「水辺とまちのソーシャルデザイン懇談会」全4回を開催(平成25年12月～平成26年2月) >ミズベリング東京会議(平成26年3月22日)、ミズベリングニコトマ会議(平成26年5月22日)、ミズベリング万世橋会議(平成26年7月7日) >隅田川や日本橋川等で賑わいのある水辺空間の創出を推進中。</p> <p>○多言語対応の強化：内閣官房、観光庁等 ◆東京都、民間事業者等との「多言語対応協議会」で大会に向けた多言語対応の強化・推進について3月より検討を開始。年内を目途に「多言語対応取組方針(仮称)」を策定し、行政・民間による取組を推進。</p> <p>(多言語対応のためのガイドライン整備：観光庁) >「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定・公表(平成26年3月) >平成26年3月の標識令の改正により、対訳表を位置づけるなど、案内標識を英語で表記することを明確化し、改善を推進。</p> <p>○無料公衆無線LAN：総務省、観光庁等 ◆訪日外国人が快適に利用できる無料公衆無線LAN環境整備を促進するため、総務省、観光庁、自治体、関係事業者等による協議会を8月に設置。 >今後、協議会で①外国人旅行者の訪問地を念頭に置いた無料公衆無線LAN整備の更なる促進、②エリアオーナーに対する無料公衆無線LAN環境の整備に係る働きかけと先進事例の周知、③海外への周知・情報発信、④一度の登録で複数のシステムにサインインできるアプリの活用促進を含め、外国人旅行者により使いやすくなるための認証手続の簡素化、⑤外国人旅行者に分かりやすくするための共通シンボルマーク(『Japan. Free Wi-Fi』(仮)マーク)の導入による「見える化」の推進等の取組を推進。 >ICT成長戦略推進会議「オリンピック・パラリンピックおもてなしグループ」を開催(H26年4月～)。その検討結果(「ICTによる最高のおもてなし」)を公表(H26年6月)</p>
--	--	--

4.
外国人旅行者
の受入

①外国人旅行者
の受入

4 ①

		<p>○医療機関における外国人患者受入環境整備：厚生労働省</p> <p>◆外国人患者が安全・安心に日本の医療サービスを受けられるよう、平成26年度予算により、医療通訳等が配置された拠点病院の整備を開始。外国人患者受入れ医療機関の認証制度の活用と併せ、外国人患者受入体制を充実。</p> <p>➢平成25年度補正予算により医療通訳育成のためのカリキュラムを作成し、公表済。当該事業については、平成26年度から事業開始。公募手続により実施団体を選定中。今後、実施団体が、地域における外国人患者受入の拠点となる医療機関(拠点医療機関)を全国で10箇所程度選定し、医療コーディネーターや医療通訳の育成・配置支援を行う。</p> <p>➢外国人患者の受入体制が整っている医療機関を日本医療教育財団が認証する制度(外国人患者受入れ医療機関認証制度(JMIP))を、平成24年度から実施。平成26年9月時点で4拠点が認証を取得。今後も、同制度の推進を行う。</p> <p>○国際都市にふさわしい景観創出等のための無電柱化の推進：国土交通省</p> <p>◆世界に冠たる国際都市である東京23区の無電柱化が7%に過ぎないという現状を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を控え、美しい都市景観の創出や道路の防災性向上等の観点から本格的に無電柱化を推進する。</p> <p>○外国人来訪者等への救急・防災対応：消防庁</p> <p>➢「平成26年度救急業務のあり方に関する検討会」(7月に第1回を開催)において、増加が予想される外国人観光客に対する救急業務の課題に関する検討に着手。</p> <p>➢消防庁準備本部において、①スマホ等を利用した音声以外の119番緊急通報手段の導入・普及、②駅、空港等のターミナル施設等における防火安全対策の推進、③外国人来訪者等とのコミュニケーションの円滑化等による迅速・的確な救急搬送体制の構築及び熱中症対策の推進、④多言語対応の全国版防災アプリの整備等、外国人来訪者等への対応方策について検討を進める予定。</p> <p>○外国人旅行者に対する消費者行政に関する効果的な情報発信等：消費者庁</p> <p>➢都道府県や市町村の消費生活センター等において、外国人旅行者に対する消費者行政に対する情報発信や相談体制を強化。</p> <p>➢27年度からの実施に向けて、地方消費者行政活性化交付金を活用した取組みを検討中。</p>
<p>5. バリアフリー</p>	<p>①競技施設・公共施設等のバリアフリー</p> <p>5 ①</p>	<p>【5. バリアフリー】</p> <p>①競技施設・公共施設等のバリアフリー</p> <p>○バリアフリー対策の強化：国土交通省等</p> <p>◆1日の乗降客数が3,000人以上の旅客施設、特定道路について、2020年度までに原則100%のバリアフリー化など、バリアフリー法の基本方針に定める整備目標の着実な達成に向けて取組を推進中。特に、空港アクセスバスのバリアフリー化に向けては、関係者が連携した取組を推進中。さらに、8月の交通政策基本計画中間とりまとめにおいて、大会を契機に、鉄道駅・空港における複数ルートのバリアフリー化など、さらなるバリアフリー化の推進の検討について盛り込んだ。</p> <p>➢「日本再興戦略改定2014」及び「交通政策基本計画中間取りまとめ」等で示された基本的考え方を踏まえ、今後、施策内容を具体化し、オリパラ大会を見据えて、さらにその後の我が国の超高齢社会への対応のため、旅客施設や車両等のバリアフリー化を加速、充実させる。</p> <p>○新国立競技場：文部科学省等</p> <p>◆新国立競技場について、バリアフリーの観点を盛り込んだ基本設計を5月に実施済み。8月に実施設計に着手。</p> <p>○国内外調査：内閣官房、国土交通省等</p> <p>◆ロンドン大会におけるバリアフリー対応状況について6月に海外調査を実施。また、成田・羽田空港からのバリアフリーの現状について、オリパラ担当副大臣・政務官が8月に現場調査を実施。</p> <p>○ICT化を活用した行動支援の普及・活用：国土交通省、総務省</p> <p>◆有識者委員会を6月に設立し、歩行者移動支援の普及促進に向けて検討すべき論点(案)及びロードマップ(案)を提示。また、関連するプロジェクトについても検討を開始。さらに、本年中に社会全体のICT化の推進のあり方について検討する産学官共同の場を立上げ予定。</p> <p>➢有識者委員会(「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」(第1回委員会：平成26年6月25日))において、オープンデータ環境下における歩行者移動支援の普及促進に向けて検討(国土交通省)。</p> <p>➢ネットワークロボットを活用した生活行動支援の実現に向けた高度化実証等を実施(総務省)。</p> <p>○安全かつ円滑な交通環境の確立：警察庁</p> <p>➢障害者等の道路横断時の安全を確保する機能を付加したバリアフリー対応型信号機等の整備を推進。</p> <p>➢競技会場周辺やアクセス道路等における交通の安全と円滑を図るための交通安全施設等の整備を推進。</p>
	<p>②障害者への理解</p> <p>5 ②</p>	<p>②障害者への理解</p> <p>○障害者への理解：文部科学省</p> <p>➢障害者への理解について記述されている現行の学習指導要領を円滑かつ確実に実施中。</p> <p>○地域住民に対する、障害者等の理解を深めるための研修・啓発：厚生労働省</p> <p>➢地域の特性に応じ、地方自治体が障害者等の理解を深めるための教室開催等、研修・啓発事業を柔軟に実施。</p> <p>○心のバリアフリーの推進：国土交通省</p> <p>➢高齢者・障害者等の疑似体験を行う「バリアフリー教室」を実施(年間約200回)。</p> <p>➢公共交通機関等におけるベビーカーを利用しやすい環境づくりのため、ベビーカー使用者及び他の乗客等に対する「ベビーカー利用に当たってのお願い」(チラシ・ポスター)や「ベビーカーマーク」を作成し(平成26年3月26日)、普及・啓発のためのキャンペーンを実施(平成26年5月1日～31日)。</p>
<p>6. スポーツ</p>	<p>①競技力の向上・国立競技場の整備等</p> <p>6 ①</p>	<p>【6. スポーツ】</p> <p>①競技力の向上・国立競技場の整備等</p> <p>○強化・研究拠点のあり方：文部科学省等</p> <p>◆オリンピック競技とパラリンピック競技のナショナルトレーニングセンター及び国立スポーツ科学センターの共同利用化等を内容とする有識者会議の中間報告を8月にとりまとめ(12月中を目途に最終報告予定)。</p> <p>○競技力の向上：文部科学省</p> <p>◆トップレベル競技者の育成・支援に向けて、競技団体向けの選手強化費を一元化するなど、2020年東京大会に向けた選手強化を充実するべく検討。</p> <p>○自衛官アスリートの育成及び競技力向上：防衛省</p> <p>◆有望選手の獲得施策の検討を開始したほか、本年度から女子ラグビーやカヌー要員の集合訓練を開始。また、昨年度以降、育成の基盤となる体育学校においてトレーニング器材の取得や各種施設の整備を推進。</p> <p>(自衛官アスリートの獲得及び育成・強化、体育学校の基盤整備)</p> <p>➢有望選手の獲得のためのスカウト態勢・環境の強化と充実、体育特殊技能者のスカウト、世界トップクラスの競技力を有する高校生の獲得施策等について検討を進める。</p> <p>➢自衛官アスリートの育成強化として、体育学校で女子ラグビー基幹要員の集合訓練を年4回実施(26年4月、7月実施済み)。また、カヌー基幹要員の集合訓練を年2回実施(26年6月、平成27年1月)。</p> <p>➢体育学校の基盤整備として、トレーニング器材等の整備、庁舎空調設備等の整備、近代5種用訓練施設等の整備、ラグビー場の整備、アーチェリー訓練環境の整備、カヌー艇庫の整備、照明の整備、総合体育館の空調設備の整備、研修棟の整備、50m射場の建替等を推進。</p>

6. スポーツ

	<p>○射撃競技における競技技術の向上：警察庁等 ◆競技技術の向上に資するため、年少射撃資格者の下限年齢を引き下げるなどの銃刀法の改正について検討。</p> <p>(競技力向上に係る支援) >選手の競技力の向上に係る支援等を推進。</p> <p>○新国立競技場の整備等：文部科学省等 (新国立競技場の改築：文部科学省) ◆新国立競技場の実施設計に本年8月に着手したところであり、来年10月から建設に着手するべく検討。</p> <p>(新国立競技場の整備への働き掛け：警察庁) >(再掲)新国立競技場の設計に関する協議に参画(平成26年1月～)</p> <p>(海の森公園の整備：国土交通省) >東京港(中央防波堤内側地区)海の森公園(緑地)は、東京都が事業主体となって、社会資本整備総合交付金等を活用し、整備しているところ。</p> <p>○Sport for Tomorrowプログラムの実施：文部科学省、外務省 ◆Sport for Tomorrowコンソーシアムを8月に設立。関係機関・団体との連携体制を構築し、順次国際貢献事業を実施。</p> <p>(国内外のオリンピック・パラリンピック・ムーブメント推進等：文部科学省) >外務省と連携し、2020年までに100カ国以上の国において、1,000万人以上を対象に国際貢献プログラム実施(Sport for Tomorrow)。</p> <p>(Sport for Tomorrowプログラムの取組：外務省) 2014年4月以降、以下を実施。 >民間も含めたオール・ジャパンで実施する体制を整えるため、8月に「スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム」を設立。 >【JICAボランティア】体育、野球、柔道等9つのスポーツ系職種で24か国に44名を派遣。日本体育大学や近畿大学(産業理工学部)と体育、野球等の分野でJICAボランティア派遣に関する覚書を締結し、大学と連携したグループ型でのスポーツ指導者派遣を推進している。 >【在外公館文化事業】第19回ミュンヘン日本祭りにおける武道実演など、計28件実施。 >【国際交流基金事業】フィンランド国立博物館で「武道の精神」展を開催し、同展に合わせて弓馬術に関する講演会・デモンストレーションを実施するなど、計2件実施。 >【民間との協力事業】ブラジルにおいて安倍総理の訪問時に、日本の競技団体から提供を受けた柔道着、野球・ソフトボール用具、卓球用具を手交するなど、計6件実施。 >【KAKEHASHIプロジェクト】中・高校生からなる野球チームを米国に短期派遣して現地の青少年と交流する事業を実施。 >【JENESYS2.0】インドなどアジア5か国との間で青少年バトミントン交流を行うなど、計4件を実施。 >【戦略的実務者招へい】アフガニスタン・サッカー連盟会長の訪日招へいを実施。 >【草の根・人間の安全保障無償資金協力】教育施設整備案件を約10件実施。</p>
<p>②障害者スポーツ等の推進</p>	<p>6 ②</p> <p>②障害者スポーツ等の推進</p> <p>○障害者スポーツの普及促進：文部科学省 ◆障害者のスポーツ実施率(成人週1回以上:18.2%)等、障害者スポーツ環境の実態を把握するとともに、地域における障害者のスポーツの普及を円滑に行うため、スポーツ関係組織と障害福祉関係組織の連携・協働体制の構築を促すなど、そのノウハウについて実践研究を実施。 >11月、長崎県で全国障害者スポーツ大会を開催。</p> <p>○地域スポーツの推進：文部科学省 ◆ライフステージに応じてスポーツ活動への参画を促進し、スポーツ実施率(成人週1回以上:47.5%)を向上させるとともに、地域における多様なスポーツ資源を活用してスポーツを通じた健康増進や地域活性化を推進。</p> <p>○地域において障害者がスポーツに親しむことができる環境の整備等：厚生労働省 >地域の特性に応じ、地方自治体が各種スポーツ・レクリエーション教室を開催するなど、障害者スポーツに触れる機会を提供する事業を柔軟に実施。 >障害者の生活習慣病の予防や障害特性に応じた運動(スポーツ)への取り組みを促進するため、健康づくりに関するガイドラインの作成や研修会の開催等の取り組みを実施。</p>
<p>①文化プログラムの推進・支援等</p>	<p>7 ①</p> <p>【7. 文化・環境等】</p> <p>①文化プログラムの推進・支援等</p> <p>○文化プログラムの推進：内閣官房、文部科学省、外務省等 ◆政府における文化プログラムの推進について検討を開始。文化審議会でも、文化プログラムのあり方等を議論中。企業メセナ協議会へ文化プログラム支援への協力を要請し「2021芸術・文化による社会創造ファンド」が造成。あわせて、本年より取り組みを開始しているアジア向け「文化のWAプロジェクト」他、国際交流基金による各種文化交流事業を推進。</p> <p>(文化プログラムの推進・支援等：文部科学省、観光庁等) >組織委員会、東京都、政府の3者による「文化・教育プログラムに係る関係者連絡会(第1回)」が開催(8月28日)。 >文化審議会において、次期基本方針策定に向けた、審議経過報告(中間とりまとめ)(7月24日)。 >公益社団法人・企業メセナ協議会へ文化プログラム支援への協力を要請し、「2021社会創造ファンド」が造成。 >2016年リオデジャネイロ大会終了後から実施する文化プログラムや聖火リレーの機会を活用して、全国各地で有形・無形の文化財やポップカルチャーを含む日本文化等を多彩な観光の魅力として発信する訪日プロモーションを実施する(再掲)。</p> <p>(文化のWAプロジェクト：外務省) >2013年12月の日・ASEAN特別首脳会議において、安倍総理より表明。3000名の「日本語パートナーズ」派遣等の「日本語学習支援事業」及び「双方向の芸術文化交流事業」を、ASEAN諸国を主とするアジアを対象に、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでの期間に集中的に実施する。 >本年4月、国際交流基金内にアジアセンターが発足。 >「日本語パートナーズ」については、本年9月より第一弾を派遣。本年度は、インドネシア、タイ、フィリピン、マレーシア、ベトナムに計101名を派遣予定。 >双方向の芸術文化交流事業については、一般公募事業等も含め、幅広い分野において様々な事業の実施を開始。本年5月、シンガポールで現代工芸交流事業を実施し、オープニング式典には安倍総理も出席。秋には東京国際映画祭をプラットフォームとした映画交流事業や、Jリーグ、及び日本サッカー協会と連携したサッカー交流・人材育成事業等を、それぞれASEAN諸国と実施予定。</p>
<p>②大会と連携した和食・木材・花・畳等日本の魅力の発信等</p>	<p>7 ②</p> <p>②大会と連携した和食・木材・花・畳等日本の魅力の発信等</p> <p>○和食・和の文化の発信強化：農林水産省等 ◆大会に関連した日本食・食文化の発信を進めるため、選手村等での料理提供等について、有識者を交えた検討を年内に開始。また、施設等への木材利用の促進を図るため、東京都、組織委員会、国(農林水産省等)で構成する連絡調整会議を6月に実施。さらに、国産花きの安定供給体制の整備に向け、花き関係者による検討会の設置等を予定。 >水産物の調達基準や選手村等での料理に係る料理人や食材の確保(多言語対応含む)等に係る検討体制について、大会組織委員会等と調整。 >オリンピック・パラリンピック東京大会関連施設における木材利用の推進に向け、森林認証材の普及を図ることとし、認証取得に向けた関係者による合意形成への支援や、近年のオリンピック・パラリンピックにおける他国の取組状況等の調査による必要な情報収集及び提供等の実施について検討。 >夏場の花きの安定供給のための検討会を開催し、①安定的に生産・供給できる体制整備や、②ビクトリーブーケの輸送、保管技術等の実証、夏場の空港や駅等における国産花きの展示の実証について検討。</p> <p>(和食を通じた日本ブランドの発信：観光庁) ピジット・ジャパン事業を通じて、和食のプロモーションを推進する。</p>

7. 文化・環境等

	<p>○「民族共生の象徴となる空間」の一般公開・活用等：内閣官房 >2020年オリンピック・パラリンピック東京大会までにアイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備を進めるとともに、アイヌ文化等や象徴空間を始めとする我が国のアイヌ政策について、海外に対する情報発信を強化し、国際的な理解の促進、国際親善等に寄与する。 >「象徴空間の整備・管理運営に関する基本方針」を閣議決定（平成26年6月13日）。今後、博物館基本計画、公園基本構想、体験交流等活動基本計画を作成・策定。</p>
<p>③クールジャパンの大会と連携した推進</p>	<p>7 ③</p> <p>③クールジャパンの大会と連携した推進 ○効果的なPRの実施：経済産業省等 ◆クールジャパンの効果的なPRとして、日本の魅力を海外に向け、英語をはじめとする外国語で情報発信している政府関係機関や民間事業者同士の連携強化のためのネットワーク構築等に着手。</p> <p>(各種イベントとの連携、訪日プロモーション等：経済産業省、観光庁等) >相乗効果拡大の観点から、例年10月に集中させる形で開催している各種イベントを、大会開催期間前後に集中開催し情報発信するなど、効果的なPRについて関係者と調整を進めていく。 >「ファッションウィーク東京」、「東京デザイナーズウィーク」、「東京国際映画祭」などコ・フェスタ関連イベントをはじめとする各種クリエイティブ関連イベントの主催団体・業界団体との間で定期的に意見交換を実施。 >クールジャパン・ライフスタイルのショーケースの実施、クールジャパンの発信に向けたオリンピック関連施設の有効活用について、今後議論を本格化していく。 >オリンピック・パラリンピック開催国という国際的注目を活かして、ビジット・ジャパンとクールジャパンの連携等による効果的な訪日プロモーションの実施や、スポーツイベントを含むMICEの誘致・開催を促進する(再掲)。</p> <p>(放送コンテンツの海外展開：総務省) >ICT成長戦略推進会議「オリンピック・パラリンピックおもてなしグループ」を開催(H26年4月～)。その検討結果(「ICTによる最高のおもてなし」)を公表(H26年6月)。 >訪日外国人観光客の増加等を促進するため、放送コンテンツ海外展開の戦略的支援を実施(海外展開強化促進モデル事業、放送コンテンツのローカライズ支援など)。 >NHKに対し、国際放送の実施を要請。</p> <p>(日本の魅力の海外発信：内閣官房、総務省、外務省、国税庁、文化庁、農林水産省、観光庁、環境省) 東京オリンピック・パラリンピック開催までの間を情報発信の好機と位置付け、国際的に注目の集まる機会を利用して官民連携で日本の魅力を世界にアピールする「ジャパンプレゼンテーション事業」を実施。本事業の一環として、本年6月、ブラジルでのサッカーワールドカップにあわせて「ジャパンおもてなしパビリオン」を開催。</p>
<p>④大会と連携した環境対策等への支援</p>	<p>7 ④</p> <p>④大会と連携した環境対策等への支援 ○環境配慮の推進：環境省等 ◆「環境にやさしい大会」及び「環境都市東京」の実現、我が国の環境技術の展開・情報発信に向け、大会を契機とした環境配慮の推進に向けた課題と当面の取組について8月にとりまとめ。 >平成26年8月5日に、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とした環境配慮の推進について」をまとめ、環境大臣が発表。 >東京都や組織委員会等と連携を強化するため、課室長クラスで緊密に意見交換するための新たな場を設置。 >取りまとめの中で提示した様々な課題について、環境面からの評価・検討を行いつつ、上記の東京都等との意見交換の場も活用しながら、更なる対応策を検討する。</p> <p>○路面温度上昇抑制機能を有する舗装等の整備：国土交通省 ◆観客や競技者の暑熱対策として、路面温度上昇抑制機能を有する舗装等について、マラソンコース等での整備に向け、東京都等と連携しつつ検討中。</p> <p>○大会と連携した水素・燃料電池の活用：経済産業省等 ◆水素・燃料電池戦略協議会において、燃料電池自動車や定置用燃料電池の活用拡大、水素供給システムの確立など水素社会実現に向けた関係者の取組を示したロードマップを6月にとりまとめ。 >大会運用の輸送手段の一つとして燃料電池自動車を活用することを検討。</p> <p>○スマートコミュニティの展開：経済産業省 ◆次世代エネルギー・社会システム協議会を4月及び5月に開催し、大会を契機としたスマートコミュニティの展開も念頭に置きつつ、これまでのスマートコミュニティ実証事業の成果と今後の課題を整理。 >次世代エネルギー・社会システム協議会の実施状況(平成21年11月～、直近：第16回 平成26年4月、第17回 平成26年5月)。</p>
<p>⑤大会と連携したICT環境の整備</p>	<p>7 ⑤</p> <p>⑤大会と連携したICT環境の整備 ○社会全体のICT化の推進：総務省等 ◆「無料公衆無線LAN環境の整備促進」、「ICTを活用した多言語対応」、「放送コンテンツの海外展開」、「4K・8Kやデジタルサイネージの推進」、「国内発行SIMの差替えによるスマートフォンの利用の円滑化」や「国際ローミング料金低廉化に向けた取組」など、新たなイノベーションを世界に発信するため、大会以降の我が国の成長も見据えた社会全体のICT化の推進のあり方について、本年中に産学官で具体化に向けた検討、推進体制を整備する予定。</p> <p>(世界最高水準のICT基盤の整備) >競争政策の見直し等を含む、世界最高レベルのICT基盤を更に普及・発展するための制度見直し等の方向性について、H26年中に結論を得る(2020-ICT基盤政策特別部会において、H26年8月に中間整理を実施)。 >訪日外国人が我が国の世界最高水準のICTを円滑に利用できるよう、選べて、使いやすく、高品質なICT利用環境を実現することを目指し、国内発行SIMの差替えによるスマートフォン等の利用円滑化、国際ローミング料金の低廉化の実現に向けた取組を開始。</p> <p>(最適なネットワーク環境の整備) >競技場等における携帯電話・スマートフォン、無線LAN等の利用環境整備に向けて、関係者間の円滑な調整を実施。 >4G技術を導入するための制度整備や新たな周波数割当ての実施、電波政策ビジョン懇談会で提言された5G推進のためのロードマップに従い、5Gに向けた推進体制の立ち上げ(H26年9月)。 >400Gbps級/テラビット級光通信技術の研究開発を推進。 >本省・関東総合通信局による監視関係連絡会を設置(第1回：H26年6月)し、大会開催1年前までに特別監視体制に必要な要員・施設等を確保。 >大会運営用無線周波数の調整・確保(ロンドンでは6年前から調整開始)、海外からの持ち込み無線局への対応等電波監理に係る取組について検討開始。</p> <p>(超高精細映像の視聴環境の整備) >CSによる4K試験放送「Channel4K」が開始。(H26年6月) >超高精細映像(4K・8K)の視聴環境の整備推進に向け「4K・8Kロードマップに関するフォローアップ会合」中間報告取りまとめ(H26年8月)。 >2015年にCSによる4Kの実用放送、2016年にBSによる4K・8Kの試験放送開始、2015年にケーブルテレビ及びIPTVによる4K実用放送開始。あわせて、国内外でパブリックビューイング等を実施。</p>

		<p>(多言語音声翻訳システムにより、「言葉の壁」をなくす『グローバルコミュニケーション計画』の推進) >2020年に向けて多言語音声翻訳システムの翻訳精度を高める研究開発及び社会実装を推進する「グローバルコミュニケーション計画」を発表(H26年4月)。 >産学官連携による推進体制を立ち上げ予定(H26年度中)。 >ICT成長戦略推進会議「オリンピック・パラリンピックおもてなしグループ」を開催(H26年4月)。その検討結果(「ICTによる最高のおもてなし」)を公表(H26年6月)。</p> <p>(スマートテレビを活用した多言語字幕サービスの実現) >ICT成長戦略推進会議「オリンピック・パラリンピックおもてなしグループ」を開催(H26年4月)。その検討結果(「ICTによる最高のおもてなし」)を公表(H26年6月)。今後、推進体制を立ち上げ、多言語字幕サービスの実現に向けた実証実験(H27年度)を実施。</p> <p>(G空間情報(位置情報)を活用した最適な誘導・情報配信の実現:総務省) >ICT成長戦略推進会議「オリンピック・パラリンピックおもてなしグループ」を開催(H26年4月)。その検討結果(「ICTによる最高のおもてなし」)を公表(H26年6月)。今後、G空間情報を円滑に組み合わせるプラットフォームの構築に向けた開発・実証(H26~27年度)や、世界最先端のG空間防災モデル等の確立に向けた「G空間シティ構築事業」(H26年度)を推進。</p> <p>(「オープンデータ」オリンピック・パラリンピックの実現:総務省) >ICT成長戦略推進会議「オリンピック・パラリンピックおもてなしグループ」を開催(H26年4月)。その検討結果(「ICTによる最高のおもてなし」)を公表(H26年6月)。今後、実現に向けた将来像の検討、課題整理のための調査(平成26年度)の実施等を通じ、オープンデータ化に向けた基盤の構築を検討。</p>
	⑥大会開催への最新の科学技術の活用	<p>⑥大会開催への最新の科学技術の活用</p> <p>○検討体制の設置：内閣府等 ◆大会への最新技術の適用等に関して、内閣府特命担当大臣(科学技術政策担当)の下に有識者による「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース」を8月に開催し、今年度を目途にとりまとめ予定。 >科学技術イノベーション総合戦略2014(平成26年6月24日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2014(骨太方針)(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、平成26年8月5日に「2020年オリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース」を開催。 >実行組織として各府省局長クラス及び東京都、大会組織委員会で構成する「2020年オリンピック東京大会に向けた科学技術イノベーションの取組に関するタスクフォース 推進会議」を設置。 >以下のプロジェクトについて、各機関の協力のもと、具体的な取組内容等を検討するためのワーキンググループを設置。 ①海外からの来訪者等に多様なサービスを提供するための意思・情報伝達サポートの実現 ②世界各国から多くの人が入国することで懸念される感染症流行を迅速に探知するための感染症サーベイランスの強化 ③メダル獲得が期待される競技を対象とした競技用具等の研究開発の技術成果を含む諸施策の活用により、高齢者・障がい者に対応したコミュニケーションや機能支援機器等の確立、生体情報の活用などによる最先端ヘルスケアシステムの実用化 ④東京の成長と高齢化社会を見据えた公共交通システム、交通弱者の歩行・移動支援システムの実用化 ⑤発電や自動車に水素またはエネルギーキャリアを用いた水素社会実現への貢献 ⑥ゲリラ豪雨・竜巻等の突発的自然災害の予測技術向上と確実な情報伝達による安全・安心の確保 ⑦犯罪・テロ対策等に資するための多地点に設置されたカメラ・センサーデータ等の取得・分析技術の確立による安全な大会開催の実現 ⑧超臨場感技術の研究開発による新たな映像体験の実現 ⑨夏場における花きの安定生産供給技術及び日持ち性延長技術の開発・普及</p>
8. その他	①記念貨幣の発行	<p>【8. その他】</p> <p>①記念貨幣の発行</p> <p>○調査検討：財務省 ◆(独)造幣局と連携し、オリンピック・パラリンピック記念貨幣の発行等に向けて事例調査や検討を実施中。 >過去のオリンピック大会に際して発行された記念貨幣に関する調査及び東京大会に向けた検討。 >記念貨幣と同様、(独)造幣局と連携し、過去のオリンピック大会における入賞メダル等に関する調査及び東京大会に向けた検討等。</p>
	②大会協賛宝くじ・記念切手の発行等	<p>②大会協賛宝くじ・記念切手の発行等</p> <p>○発行検討等：総務省、文部科学省 ◆全ての都道府県及び指定都市において、協賛宝くじを発行する予定。また、記念切手の発行について、日本郵便(株)及び組織委員会と調整中。寄附金付切手の発行については、同切手の発行を可能とするための東京大会に係る特別措置法案について検討中。 >大会協賛宝くじの具体的な発行時期、方法等については、発売団体間において、今後検討。</p>
	③記念自動車ナンバープレートの発行	<p>③記念自動車ナンバープレートの発行</p> <p>○発行検討：国土交通省 ◆「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」を2月に設置し、現在、実施に向けた具体的進め方の検討をするとともに、関係者との調整を実施中。 >同実施本部において、特別仕様ナンバープレートの基本スキーム、交付方法、デザイン決定方法等について検討しているところ。</p>
	④知的財産の保護	<p>④知的財産の保護</p> <p>○保護のあり方検討：経済産業省等 ◆知的財産保護に係る国と組織委員会との打ち合わせを9月に開催し、大会に関連する知的財産保護のあり方について意見交換を実施。 >不正競争防止法及び商標法の保護要件に合致するオリンピック関連標章等の適切な保護に関する取組を実施。</p>
	⑤受動喫煙防止	<p>⑤受動喫煙の防止</p> <p>○海外調査：厚生労働省 ◆過去の大会開催国等における受動喫煙の防止対策について海外事例調査を9月にとりまとめ。 >受動喫煙の健康影響評価を実施。 >これらを踏まえた受動喫煙防止対策の検討。</p>
	⑥式典等大会運営への協力	<p>⑥式典等大会運営への協力</p> <p>○協力の検討：防衛省 ◆国旗掲揚、飛行展示(ブルーインパルス)や国歌演奏(音楽隊)など式典等大会運営への協力について検討を開始。 >式典等大会運営への協力内容について、大会組織委員会、関係機関等と連携を強化。</p>
	⑦東京大会に係る特別措置法の制定	<p>⑦東京大会に係る特別措置法の制定</p> <p>○東京大会に係る特別措置法の制定：文部科学省等 ◆長野大会等過去の事例も踏まえ、東京大会の開催に必要な法律上の特別措置について特別措置法を検討している。</p>
	⑧建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置	<p>⑦建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置</p> <p>○建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置：国土交通省等 ◆2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、国内での人材確保に最大限努めることを基本としつつ、緊急かつ限定的措置(2020年度で終了)として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図ることを決定。 >今後、所要の準備を進め、2015年度初頭からの本制度を活用した外国人材の受入れの開始を目指す。</p>